

令和5年第4回矢掛町議会第3回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和5年9月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午後 2時14分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 岡 敦	副 町 長 山 縣 幸 洋
教 育 長 山 部 英 之	総務防災課長 堀 賢 一
企画財政課長 松 嶋 良 治	町 民 課 長 妹 尾 茂 樹
税 務 課 長 妹 尾 一 正	健康子育て課長 小 川 公 一
福祉介護課長 稲 田 由 紀 子	産 業 観 光 課 長 池 田 敏 之
建 設 課 長 渡 邊 孝 一	教 育 課 長 藤 原 徳 忠
病 院 事 務 長 坪 田 芳 隆	会 計 管 理 者 稲 田 欽 也
介護老人保健施設事務長 小 出 優 子	矢 掛 寮 長 西 山 弘 之
総務防災課長代理 立 川 人 士	企画財政課財政係長 石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 一般質問 9番, 11番, 8番, 7番, 2番, 5番, 12番, 6番, 3番



午前9時30分 開議

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 9番, 11番, 8番, 7番, 2番, 5番, 12番, 6番, 3番

**○議長（花川大志君）** 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は9名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、9番川上淳司君をお願いします。川上君。

**○9番（川上淳司君）** 失礼いたします。議席9番の川上でございます。通告により質問をさせていただきます。

先に、今回の沖縄台風、それから、鳥取付近の水害に遭われた皆さんには大変な事だと思います。お見舞い申し上げます。

早速質問に移らせていただきます。質問としましては、川面地区にありますマルナカ店舗横の井原消防署矢掛出張所跡地について、お尋ねしたいと思います。

平成30年の災害時には、出張所自体は水没しましたが、運良く新しい出張所が出来ておりまして災害を免れたことは町民の皆さんも御承知のとおりだと思います。今回は、その跡地について質問させていただきたいと思います。

今後、どのように利用される若しくは活用されるのか伺いたいと思います。そして、跡地利用について、提案としましては矢掛町の商業地の中心になっている現状から、町内の主に紙ゴミの集積場所にしてはどうかというふうな活用はできないかということをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** 9番川上議員の御質問、井原消防署矢掛出張所跡地利用について、財産管理・財産活用の観点から企画財政課からお答えいたします。

西川面にありますこの土地は、広さ1,132平方メートルで、以前は、矢掛町が井原地区消防組合に貸しており、その上に井原消防署矢掛出張所の建物が建ってございました。東川面地区に出来ました新しい出張所への移転に伴い、平成29年度末に消防組合から矢掛町へ土地は返却され、建物は譲渡されました。その後、建物は令和3年10月に解体され、現在は跡地が残っている状態です。

議員からは、過去にも一般質問で関連した御提案をいただいております、ゴミ問題に関して日頃から強く関心を持っていただき感謝しております。

御指摘の土地については、これまで民間の個人や団体から数件問い合わせをいただいておりますが、結果として、売却とか賃貸まで至っていないのが現状でございます。

それでは、どういった活用を町として目指しているのかということでございますが、当該土地は、周りにスーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、飲食店、コンビニエンスストア等が多数あり、買物ができるエリアとしての相乗効果が見込まれることから商業施設としての活用も視野に入れているところでございます。

議員御提案のゴミの集積所としての活用ということについては、周辺の状況も考慮する中で、町が設置するゴミ集積所としては考えておりませんが、前にも答弁させていただいておりますように、ゴミ問題全般については、民間活力も含め引き続き研究していきたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** 紙ゴミの集積場所として考えていないというふうなことをお答えいただいたようですけど、とりあえず土地の利用としまして、6年間もの間町民の財産を放置するというは有り得ないと考えております。収入にはならないかもしれませんが、ゴミの集積場所としての活用することで土地を活用できればいいと思っております。

現在、働き方が変わってきている現状で、住民ニーズは変わってきています。また、生活習慣も変化しています。集積場所があるから良いという考え方自体が古いと思っていますし、出せる日が限られることで家庭に紙ゴミがたまること自体が困っている家庭も多いことと思います。

これからの新しい移住者をどんどん受け入れる観点からももっと新しいことを行い、新しい生活スタイル提案を行政自体が行っていくべきだと考えますが、また、新しいゴミの集積方法を考える時に来ているんだと思っておりますが、いかがでしょうか。一つの提案としてお考えいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾茂樹君）** 9番川上議員の再質問、紙ゴミの集積場としての活用について、町民課からお答えさせていただきます。

井原消防署矢掛出張所跡地につきましては、先ほどの企画財政課長の答弁にございますように、立地条件等を考慮する中で、町が設置するゴミ集積場としての活用は考えておりません。とは申しましても、議員がおっしゃられますように、町民の方々の生活習慣が変化してきているのも事実でございます。

現在、家庭ゴミは、各地区でのステーションによる収集形態をとっておりますが、議員がおっしゃられる集積形態も一つの御意見として、現在の各地区のステーション以外の収集形態につきまして、民間活力や町民のニーズも含めて、研究していきたいと考えております。御理解の程、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** はい。お考えはよくわかりました。最後に町長にちょっとお伺いしたいことがあります。町長も途中からなんで6年間放置したわけではないんですけど、井原消防署矢掛出張所跡地の利用についてどのようにお考えか、最後にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 川上議員の御質問にお答えさせていただきます。ゴミ問題に関する先進的な事例を、そういったものを踏まえての先ほどの川上議員の御質問であったと思います。

矢掛消防署跡地につきましては、先ほど担当課長の答弁にもありましたが、国道486号添いの面積が1,132平米——これは約342坪というところにある角地でありまして、商業施設が集まるエリアで西隣がスーパーという立地です。いろんな考え方があろうかと思いますが、私といたしましても、市場性というものに照らした時の不動産価値というのは、町内でも非常に高いところにあるというふうに認識

しております。この土地を売却あるいは賃貸ということにつきましては、こうした立地の特性を生かして、町民の皆様の期待感やそれからニーズ、これらに照らして、売先、そして貸先を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** 現状はよくわかりました。江良の工場誘致でも町長の手腕があったからだと思っておりますし、井原消防署矢掛出張所跡地利用についても期待しております。また、ゴミの出し方について、町民目線での出し方について検討されていることで、期待させていただき、新たな御提案があることをお願いを申し上げて、一つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

続いて、次の質問に移ります。質問としましては、湛水防除の町内設備について伺いたいと思います。昨今、ゲリラ豪雨が多く、内水氾濫が各地で多発しています。平成30年7月の災害を教訓として、各地区にある湛水防除設備の容量の見直しをこの際行ってはどうかという提案をさせていただきたいと思えます。

しかし、これには、県の管轄の部分も多く占めていると思えますので、岡山県に提案を行い、容量アップ並びに設備増設等の提案を行っていく必要があると思えますが、町としてのお考えをお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 9番川上議員の御質問、湛水防除設備の容量の見直しについて、建設課よりお答えさせていただきます。

御質問は、大雨等の浸水対策として湛水防除施設の排水能力増強の御提言でございますので、本町の湛水防除設備施設の状況について、まず、御説明させていただきたいと存じます。

湛水防除施設は、主に農作物の湛水被害を未然に防止する目的で整備された排水路や排水機場などがございます。現在、矢掛町には7か所の湛水防除施設がございます。昭和50年代から平成の初期に掛けて整備され、古いものでは40年以上が経過しています。

平成30年の7月西日本豪雨災害ではこのうち5か所が被災いたしました。現在は、災害復旧工事も完了し、それぞれの湛水防除施設において、地元住民の皆様には運転管理を委託させていただいております。

先ほども申し上げましたように、これらの湛水防除排水機場は整備から数十年が経過しているため、今後、県営事業により維持管理費の低減を目的としたいいわゆる長寿命化事業計画を進めており、令和7年度以降順次着手の予定でございます。

御提言をいただいた排水能力などの強化については、近年の農地の宅地化や遊水地の減少などの土地利用の変化や短時間豪雨等の頻発化などによる環境の変化に対応するため、建設課としても現在の排水能力を含めた施設規模の見直しが必要な時期にあると認識しております。

今後は、現在計画中の長寿命化計画と並行し、施設の適切な排水能力等の検証を行い、対策等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** はい。湛水防除設備の排水能力見直しをしていただけるということで、安心しました。しかし、江良の福万ポンプ場につきましては、もう湛水防除では賄いきれないかなと思っております。現在、商業工業地帯となっておりますので、新たに排水機場としての機能を持った湛水防除設備

とは違う別の排水施設となるよう御検討をお願いしまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、11番土田正雄君お願いいたします。土田君。

**○11番（土田正雄君）** 議席11番の土田でございます。今回は2点の質問をさせていただきます。

1点目は、小学校のプール授業について。2点目は、農福連携についての質問を行いたいと思います。

それでは、まず1点目の質問は、小学校のプール授業についてお尋ねをいたします。

2020年から2021年に掛けて、新型コロナウイルス感染症防止の観点からプールを中止する学校が多く見られました。町内の小学校でもコロナ禍によって小学校では一時中止にしていました。2023年度から学校のプールを再開する学校がある一方で、廃止を検討する学校が出てくるなど、コロナ禍により小学校のプールの在り方も変わってきております。

海に囲まれた日本にとって、水泳は自らの命を守るために小学校の授業に導入されるようになり、学校指導要領が定められておると思います。そこで、次の2点についてお尋ねをいたします。

1点目は、矢掛町の小学校のプール授業の現状について。2点目は、町内の小学校のプールが老朽化しており、今後の活用について。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、11番土田議員の小学校のプール授業について、教育課からお答えをいたします。

まず1点目、町内の小学校のプールの授業の現状ということでございます。御承知のとおり、町内の7つの小学校には、全てプール設備が設けられており、今年度は、令和5年5月から7月に掛けて水泳指導を実施しました。

実施場所は、矢掛小学校及び山田小学校は、学校内のプールを利用しましたが、ほかの5つの小学校につきましては、教育課が民間のバスを手配し、B&G海洋センターへと移動して水泳指導を行なったところでございます。

B&G海洋センターを利用した理由としましては、天候に関係なく施設や環境が整っているということが挙げられます。

授業時間は各校約10時間で、これは文部科学省が示している学習指導要領に沿ったもので、特に、美川小学校、三谷小学校、中川小学校の3校につきましては、全学年一斉に水泳の指導を行なったところであります。

それから2点目、町内の小学校のプールが老朽化していることを踏まえて、プールの今後の活用はという御質問でございます。プールの今後の活用につきましては、7校のプールの集約化、プールの使用停止、プールの改修などが考えられますが、水泳指導に対する教育課の考えは、来年度以降全ての小学校でB&G海洋センターのプールを利用する方針でおります。

移動手段や設備の利用時間について一部制約はございますが、B&G海洋センターは安全で快適な水泳指導ができる施設であり、老朽化した学校内のプールの改修及びメンテナンスに掛かる費用を考慮しますと、B&G海洋センターの利用は、教育的かつ財政的な面から見ても、水泳指導を継続するために最適な選択肢であると考えております。

今後のプール施設の具体的な活用のことにつきましては、例えば地域スポーツ施設の拠点、農産物加

工施設、これは実際に矢掛町でもあったことですが消防用水利としての利用、また、プールを解体してその跡地に学童保育など教育関連施設として活用する方法も考えられます。公共施設を小学校のプールとして活用するケースは、全国的な傾向として徐々に事例として増えてきており、今後もその動向を注視していく必要があると考えております。

どの方法を選択するにしても、水泳指導は今後も継続して行う予定ですし、その活用策は教育委員会や首長部局、さらには地域の方々とも検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** はい。町内の7つの小学校のプールは廃止してB&Gのプールを使用する方針であるという回答がございました。

全国的には、もう小学校で水泳の授業をやめる小学校も出てきておりますけれども、やはり子どもたちが泳げる能力を身に付けるためには必要なものだと思っております。

プール施設の利用については、太陽光パネルの設置や淡水魚の養殖などの事例も全国でございます。今後は解体も含めて検討を望みますし、私もB&Gのプールを利用して移動はバスで行うのが経済的にも児童の環境にも良いと思います。

また、各学年10時間の授業の指導は学校の先生が行っていると思いますが、やはり専門のインストラクターはさまざまな指導方法を知っており、今後B&Gのプールを使用するのであれば、先生の負担軽減や指導効率を高めるのではないかと思います。そこで、今後専門のインストラクターなどを利用する考えがあるのか、再質問します。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、専門のインストラクターを導入するか、そういう利用する考えがあるかという再質問でございます。

専門の水泳インストラクターを導入することは、水泳指導の質と効率を向上させるということから、教員の負担を軽減するためには有効な手立ての一つと言えます。

専門のインストラクターは、水泳指導において幅広い知識と経験を持っており、最新の指導方法や安全対策に精通していると言えます。

教員は多忙なスケジュールを抱えており、水泳指導に専念する余裕が限られていることがあります。専門のインストラクターを導入することで、水泳の専門知識に裏打ちされた効果的な指導が提供され、子どもたちの水泳技術の向上が期待できるというふうに思います。また、水泳指導に特化した専門家が関与することで水泳授業の安全性の向上も見込まれると思っております。

専門家と教員が連携し最適な教育環境を整えることで、子どもたちが水泳を楽しみながら、適切な水泳技術を習得できるように、議員から御提言いただいた御意見につきましては、前向きに検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** はい。小学校の授業も1年生から2年生は、水に親しむ。3年生から4年生は、水を怖がらないように浮いたりする。そして、5・6年生は、最終的には25メートルから50メートルぐらいの泳ぐ能力を身に付ける。こういった目標で学校の指導要領が定められているものと思います

し、やはり、泳げないよりは泳げるほうが良いと思いますので、今後の水泳インストラクターの使用を検討して、子どもたちが泳げる能力を身に付けるようにしていただきたいと思います。

1点目の質問は以上で終わります。次に、2点目の質問を行います。2点目の質問は、農福連携の推進について、お尋ねをいたします。

農福連携という言葉が使われ始めたのは2010年頃からです。農福連携とは、障がい者や高齢者などが農業に携われるよう、国や自治体、法人などがそれぞれを支援する取組のことです。

農福連携の取組が進むことで、障がい者や高齢者の働き口を創出できると共に、農業分野では高齢化による後継者、働き手不足の問題を解決できると期待されております。

農林水産省の2021年度の農福連携の取組に関する意識調査では、農業者の1パーセントが農福連携に取り組んでおります。

しかし、矢掛町の振興計画や障害者福祉計画の中でも農福連携については具体的に触れられておりません。

そこで、次の2点について、お尋ねをいたします。1点目は、矢掛町の農福連携の現状と今後の推進ビジョンについて。2点目は、矢掛町の農林部局と福祉部局の連携について。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

**○議長（花川大志君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** 11番土田議員の御質問、農福連携の推進について、福祉介護課からお答えいたします。

農福連携とは、議員もおっしゃったとおり、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがい作りの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保となります。

1点目の御質問、矢掛町の農福連携の現状と今後の推進ビジョンについてですが、障害者計画の中では、特に農福連携という言葉はございませんが、障がい者の雇用促進と就労支援として、働く意欲を持つ障がい者の能力や特性に応じて就労の機会や場を充実していくよう、県や就労継続支援事業所などの関係機関と連携し、進めていくこととしています。

就労支援は、特に農業分野のみを支援しているわけではなく、全ての産業へ支援しているのが現状です。そういう中で、農福連携の現状ですが、福祉担当部署としましては、就労継続支援事業所に対して周知を行っているところでございます。今後も障がい者の働く場の確保やそこで働く障がい者の賃金・工賃の向上のため、この取組について周知を図っていきたいと思います。

また、県では、岡山県農福連携サポートセンターを設置し、農業者と障害者就業就労事業所とのニーズをうまく結び付ける取組を行っています。この仕組みを利用し、仕事をお願いしたい農業者や仕事を受けた障がい者を就労事業所へしっかりと紹介をしていきたいと思っています。

2点目の御質問、矢掛町の農林部局と福祉部局の連携についてですが、農福連携について、まだこれからでございますが、今後一層、福祉介護課と産業観光課が情報を共有し、就労継続支援事業所や農業者へ適切に情報提供を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** はい。回答ありがとうございます。今のは福祉関係からの回答でございますが、農村地域では、いま皆さん御存じのとおり、農業者の高齢化や労働力不足は深刻化する一方であり、今後も農作業を通じた農業者と障害者福祉サービス事業所の結び付きが大きく増加すると思われま。居場所作りのための取組であった農福連携が今後、農業の担い手の経営を支える大事な役割を果たすと思えます。

多様な作業がある農業分野では、その人の障害特性に合った働き場所を見つけられる可能性があるのではないのでしょうか。農福連携を農業の担い手対策の一部として捉えていく観点も重要になってくると考えられます。

そこで再質問として、矢掛町で農福連携の取組状況を農業担当部署である産業観光課にお尋ねをいたします。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 土田議員の再質問、矢掛町内で農福連携の取組状況について、農業担当部署であります産業観光課からお答えいたします。

取組の現状につきましては、県が主催する農福連携事業に係る研修会・勉強会への出席、農業者への農福連携制度の周知を行っているところです。

なお、矢掛町における岡山県農福連携サポートセンターを通じての本事業の取組状況は、令和4年度は無く、令和5年度1件という状況であり、農業者へ更なる制度の周知が必要と考えているところです。

先ほど福祉介護課長の答弁にありましたように、福祉介護課と情報を共有し、農業者、関係機関へ情報提供を行いたいと思えます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** はい。再質問の回答ありがとうございます。

やはり関係部署が連携して取組を行うことが本当は大事じゃないかと思えますし、私も先日ある事業所を訪ねて少し話をさせていただきました。すると、やはり事業者の方は、いろいろな情報を欲しがっております。

例えば、ある事業所ではジャムを作っていて、ジャムの原料である、例えばイチジクなんか「誰か町内で作ってる人、いませんか」とかいう、こういった質問をもらうことがあります。

担当部署がどこであれ、やはり年に何回かはそういう事業所を訪ねて、情報提供、また情報収集、こういったことを行うのがお互いに重要なんじゃないかと思えます。

農福連携もなかなか言葉としてまだ普及しておりませんが、今後は農業の担い手対策の一部としても活用できると思えますので、事業所を訪ねていただいて、何ができるのかや何がやれるのか、こういったことも含めて今後共有していただければと思えます。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございます。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、8番石井信行君お願いします。石井君。

**○8番（石井信行君）** 議席番号8番、日本共産党の石井信行です。質問通告に従って、4つの項目の質問をさせていただきます。

1つ目、かわまちづくり事業について、お尋ねをします。デジタルツールの入札はいつ行われて、どこが受注したのかお尋ねしたい。



2点目は、これは削除させてください。パートが頭にあって、あの援助金を前払い後払いということとごっちゃになってました。予算が組まれていますので年度末だということをお伺いしましたので、これちょっと取り下げます。

2つ目、受注業者からデジタルツール完成の申請が出された時に、どの部署が検査をしてデジタルツールの合否判定を行うのかお尋ねします。その次は、基本設計の入札、これはいつ行われてどこが受注したのかお尋ねします。最後の地元説明会はいつ行われたのか。あるいは、まだであればいつ行うのか。

以上、4点お尋ねいたします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 8番石井議員の御質問、かわまちづくり事業について4点御質問いただきましたので、建設課よりお答えさせていただきます。

まず1点目、デジタルツールの入札はいつ行われて、どこが受注したかについてでございますが、この事業につきましては、公募型プロポーザル方式により入札を実施しております。今年度の事業内容、魅力可視化事業と周遊促進加速化事業に分け、それぞれ6月19日に技術提案を求める告示を行い、6月30日に技術提案書の提出を受け、7月7日に審査委員会を開催し、契約したものでございます。契約者は、両事業とも株式会社電通西日本岡山支社でございます。

次に、デジタルツールの合否判定についてでございますが、本年度の事業は、アプリを委託作成し実用性の可否を検査するものではなく、現在実施しております社会実験において利用している予約システムやキャッシュレス決済の使い勝手や実証実験などで得られる人流データ等の情報収集・分析を行い、新たな戦略立案や将来、矢掛町に導入すべき有効なデジタルツールの研究など、今後の矢掛町の活性化について基盤を構築するものであります。そうした内容につきまして、事業完了後に建設課が完了検査を行います。

次に、現在発注しております設計業務でございますが、小田川（嵐山）かわまち作り計画基本設計業務委託を令和5年4月27日に入札を実施し、復建調査設計株式会社岡山支社が落札をしております。

最後に、地元説明会でございますが、令和5年3月の一般質問で同じ御質問をいただいております。その際に回答させていただきましたとおり、基本計画作成後、詳細設計の発注を予定しております。内容等につきましても適切な時期に開催させていただく予定でございます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。お答えいただきましたが、私の理解では、河川法について、河川区域内での構造物の構築はできないという理解でした。それが、法改正によってできるようになったと県の担当者からはお伺いしました。建設課のほうからもお伺いしましたが、安全面を含めて、町民の役に立つものなのか、かわまちづくり事業の目的をもう一度お尋ねしたいと思います。

それからもう一つは、デジタルツールの魅力可視化事業とそれから周遊促進加速化事業とともに、この入札結果は電通が落札したということをお伺いしました。

これは、観光分野はどこそこ、それから医療分野はどこそこ、それから教育分野はどこそこというふうに、業者も、それから地域も、住み分けをしながらさまざまなことが今行われて、これをグローバル企業が世界に出ていく準備をもう出ていってるわけですけど、それをしている。そうするとこれ、矢掛町の今していることが、電通の傘下の中へ入り込んでしまうというふうにならないかという心配を持

っています。そのへんについてのお考えもお伺いしたいと思います。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 再質問を2点いただきました。

まず、1点目のかわまちづくりの目的についてでございますが、これも先ほど議員さんおっしゃいましたように3月の議会で同じような御質問を頂戴しております。その時に回答させていただきましたとおり、かわまちづくりは、河川空間とまち空間が融合した良好な空間を形成し、河川区域を活用して賑わいを創出する取組となっております。この取組によりまして、矢掛町の持つ資源を活用し、地域活性化や観光に寄与するものと考えております。

また、目標の一つといたしまして、オートキャンプ場を計画しておりますけれども、年間利用者を約3,000人程度見込んでおり、これに伴います道の駅の来場者数の増加など商店街の波及効果はもちろんのこと、町全体への相乗効果等も見込めるものというふうに考えております。

2点目の電通の傘下にならないかというふうな御質問でございますけれども、現在、建設課がこのかわまちづくりについて、本年度電通さんと契約して業務に取り組んでおる中でございますけれども、この業務に関してのみの協議しか当然実施しておりませんで、議員が危惧しておられるようなことは、全く建設課としては考えておりません。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** この目的は何回も説明してるんですけど、私がなぜお尋ねするかというと、地元のほうから説明会がないということで、この場を説明会にと、私の頭では、そういうふうにご検討しております。町民にとって、このかわまちづくり事業が本当に役立つものになるようにこれからも考えていきたいということを申し述べて、次の質問に移ります。

2番目の委託管理について。この委託管理の制度というのは私の理解では、その民間活力を生かして自治体で作った施設を民間の個人や団体に委託して管理してもらう制度で、その施設から利益が上げれば自治体にも利益を上げるし、赤字になれば自治体が補填をする仕組みだと理解しております。

委託管理する個人や団体の選定は、公募が原則だと思います。非公募にすると行政と業者との癒着が懸念されるからだと私は考えます。

しかし、矢掛町の場合は、フルーツピア以外は、今回提案されているこの西町のふれあい広場を含めた7つの施設が、全て非公募になっております。その理由は何か。

矢掛町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則で3つ。公募の手続を取る暇がない。当該施設の適正な運営を確保するために必要と認められるとき。3番目に、その他町長が特に必要と認めるときはこの限りではないというふうにあります。それぞれの施設は、これのどれに該当するのか、ちょっと教えていただきたい。

以上です。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** 8番石井議員の御質問、指定管理委託について、指定管理者の指定手続等に関する事務を所管しております企画財政課からお答えいたします。

矢掛町には指定管理者を定めている公共施設が現在7つあり、そのほかに、本議会に議案上程されております、この秋オープン予定のやかげ西町イベント広場を含めると8の施設ということになります。

そのうち、水車の里フルーツトピアを除く7の施設については、公募をしておりません。

先ほど議員おっしゃいました、矢掛町では、矢掛町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則というものを定めておまして、その中の第2条に指定管理者の公募公告等という条項を規定しております。内容は、議員おっしゃいました、ちょっと被るところがあるかも知れませんが、“町長は指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設の指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする。ただし、公募の手続きをとる暇がないとき、当該施設の適正な運営を確保するため必要と認められるときその他町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。”というものです。

公募の形を取っていない7つの施設については、今申し上げました、規則第2条の但し書きの中段、“当該施設の適正な運営を確保するため必要と認められるとき”が理由に該当するため、非公募としております。

施設ごとに、具体的に説明いたします。

やかげ町家交流館と道の駅山陽道やかげ宿の指定管理者は株式会社やかげ宿で、そして、本議会に上程中でまだ議決前でございますが、やかげ西町イベント広場の指定管理者も株式会社やかげ宿の予定でございます。

そもそも、株式会社やかげ宿は、古民家再生事業で整備した拠点施設を管理するために、つまり、やかげ町家交流館の指定管理のために設立された第三セクター法人でありますので、やかげ町家交流館の指定管理は公募いたしておりません。

道の駅山陽道やかげ宿とやかげ西町イベント広場は、それぞれ、やかげ町家交流館と一体的に維持管理をすることで、施設の特徴を最大限生かすことができ、賑わい創出を点としてではなく面として拡大できるという判断で公募をいたしておりません。

矢掛屋本館・温浴別館の指定管理者は、株式会社矢掛屋ですが、当初、当該施設は、やかげ町家交流館と一体的に株式会社やかげ宿に指定管理されておりました。当時、その株式会社やかげ宿が当該施設の管理を募集された経緯があり、そこに応募した株式会社矢掛屋、当時は株式会社シャンテでございましたが、そこにテナントとして入り、運営を行っておりました。平成31年度から当該施設をやかげ町家交流館と分離して指定管理物件としましたが、委託期間中でもあり実績等も考慮し、公募することなく、株式会社矢掛屋を指定管理者とするのが妥当と判断いたしました。

次に、矢掛ビジターセンター問屋の指定管理者は、一般財団法人観光交流推進機構ですが、道の駅から商店街に入る正面に位置している当該施設を指定管理することで、効果的にまるごと道の駅構想を推進できるというメリットがあったからでございます。

矢掛町総合運動公園の指定管理者は、特定非営利活動法人やかげスポーツクラブですが、元々、平成26年からスポーツクラブとしての活動実績があり、町体育協会、町スポーツ少年団等町内各種団体と良好な関係にあり、スポーツの普及推進、施設管理においてもふさわしい団体と判断したからで公募はいたしておりません。

桃源郷はなしの里憩いの館の指定管理者は、桃源郷はなしの里という任意団体でございますが、そもそも、当該施設は、地元が管理運営を行うということを想定して作られたものでありますので、公募はいたしておりません。

以上が、公募をしないそれぞれの理由でございます。なお、それぞれの施設の指定管理者を決定する

際には、その都度、決定期限等を議会で説明をさせていただいた上で、本会議で議決をいただいておりますことを申し添えます。

以上、よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。それぞれの団体について理由を言われましたが、それぞれ委託管理団体のこの委託管理が町民の利益に本当になっているのだろうか。

やかげ宿、DMOも町民の目から見れば、矢掛町丸抱えの団体としてしか見えませんし、適正な運営を確保すると言いながら、賑わいのまちづくりといううたい文句を金科玉条として、お上のやることに文句言うなど言わんばかりの執行になっているというふうに映っています。ふれあい広場の通行止め、4日間ほど通行止めになりましたが、それが良い例で、地元住民は何も知らされていませんし、聞いても「共生がやっているんだから」ということで、なかなか答えていただけないということもあります。

ですから、町民の本当の利益になっているのか。担当課としてはどうお考えなのかお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** 石井議員の再質問について、お答えいたします。

石井議員おっしゃいますような声っていうのは、石井議員の現実を見られたり、町民の方から聞かれた声としてというのは、御理解いたします。そういったことを含めて、この施行規則にありますような適正な運営を確保するために必要と認められるときというふうに、町としては判断しております。

以上です。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。委託管理については町民の目から見て、儲かれば良いけれども損をしたら町が補填してくれるというふうに映っています。そういうふうに映っています。ですから、町長新しくなられて、町民は本当に新町長に期待しています。

これを、せめてあの再考していただいて、委託管理原則公募という形に戻すというお考えはないのか、町長にお尋ねをします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 先ほどの石井議員の質問にお答えさせていただきます。

指定管理に関します私の考え方をしますと、私は指定管理はですね、公募の選定が基本的、標準的な考え方だというふうに認識しております。ですので、これは私の代になってからですが、実際に水車の里フルーツトピアは、公募で選定いたしました。

その一方でですね、指定管理というものが、町の施設の管理運営というものである以上、やはり、できるだけ町内の法人団体が指定管理者となるべきではないかというふうには考えます。

事業の内容を基に、求められる管理運営の在り方、これを検討した上で、指定管理となる意思を持った法人や団体が町内にいるのかどうか、これを確認しなければいけないと思っております。そうした法人や団体の管理運営能力、から計画性や実効性、信頼性などを精査した上で決定したいというふうに思っております。

今回の西町のイベント広場につきましては、株式会社やかげ宿が指定管理となっている道の駅や町家交流館とのこの連携が不可欠であると判断いたしました。しっかりと連携して、この商店街をもう東から西までですね。面でカバーしたこの賑わいづくり、それから活性化というものに私は期待しております。

す。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。お答えいただきましたが、私は、町民と一緒にやっぱりまち作りをしていくべきだ。町民の後押しがしっかりあって、このまち作りはできるんだ。この委託管理についても、原則公募という形で、さまざまところで英断をしていただくことを重ねてお願いして、次の質問に移ります。

観光振興アクションプランについてですが、観光振興アクションプランによれば、予算の立て方が、概算費用、それからこれは見込みとなっております、DMOを中核にした地域創生事業推進協議会には、予算編成権があるのかというのを疑ってますし、予算編成権は町長にしかないんじゃないかと思ってるんですが、毎年1億円近い予算が組まれている。この3年目を迎えている。なぜこのような形が許されるのか、お尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 8番石井議員の観光振興アクションプランについて、産業観光課からお答えいたします。

矢掛町観光振興アクションプランは、矢掛町観光振興ビジョンに基づき、矢掛町における観光関連事業の具体的な施策の個別方針を示した実施計画であり、町と連携して、やかげDMO等の観光推進団体が主体となり実行するものです。このアクションプランで示している概算費用は、事業を行う上で参考となる見込額であり、町の予算額を示しているものではございません。実施に係る費用については、原則、実施団体が財源確保に努めるものとし、町は必要な支援をすることとしております。

また、このアクションプランは、令和4年度に、町から地方創生事業推進協議会へ委託し、策定しました。内閣府の地方創生推進交付金を財源としており、事業内容については内閣府の承認を、予算については本町議会で承認していただいております。観光産業で地域の経済の好循環を生み出すよう取組を行うものでございます。

矢掛町観光振興ビジョンに記載されております、観光は地域全体に幅広い経済効果をもたらす経済波及効果の高い総合産業であることから、やかげDMO等と連携し、観光による経済活性化を図っていきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。再質問でお尋ねします。このアクションプランに基づいてさまざまなことが行われているんですが、この経済波及効果というのをどういうふうな形で測られているか。

それは、アンケートとかいろんな形があると思いますが、そのアンケートとかいろんな集約したものを裏付ける資料としての税収、そんなものをお示しいただけるかどうか、お尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 石井議員の再質問、観光における経済波及効果の検証について、産業観光課からお答えいたします。

観光における経済波及効果を正式に調査・検証したことはございませんので、観光消費額により検証を行いました。

観光消費額は、1人当たりの日帰り宿泊消費額にそれぞれの客数を乗じて算出した額であり、令和元年度の観光消費額約6億4,700万円に対し、令和4年度の観光消費額は約9億9,300万円となっており、約3億4,600万円の増となっております。なお、日帰り客数については、岡山県への報告数値から、ビジターセンター問屋の客数を除き、また、道の駅山陽道矢掛宿の客数の3割を算入し、さらに県が算定している平均立ち寄り箇所数を除して算出しております。

令和元年度の日本国内の観光産業における生産波及効果は観光消費額と1.9倍となっており、矢掛町に置き換えてみますと、令和4年度の実績は約18億8,600万円という数字になります。これはあくまでも推計した数値であり、参考値でございます。

なお、8月10日付けで県観光課から発表された令和4年度岡山県観光客動態調査によると、矢掛町における観光の入込客数は県内10番目の55万5,000人であり、対令和元年度比166.2パーセントは県内のトップでありました。

引き続き、新たな雇用や賑わいが生まれ、観光による経済の好循環が図れるよう、観光人口・交流人口の獲得に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。お答えの中では、税金による裏付けってことはちょっとありませんでしたが、私は商店街をずっと見て来てて、いろんな方にお話を伺ってこの地元の住民に支えられてこの商店が成り立っているんだということ、さまざまところで感じています。

観光に来られる方は、何回もリピーターとして商店街を支え続けていると言えるのか、ちょっと疑問に思っています。実際に今住んでる人、僅かな農産物の生産者や年金受給者によって支えられているのではないかと考えます。

この歴史文化の遺産がこの地域に山ほどある、そういうものを発掘しながら、観光資源として、あるいは歴史学習の場として、今住んでる人たちがそこで学びつつ、その点を面につなげていくというか、観光資源として育てていくことをしながら、産業構造そのものを自分たちで作っていくことを目指すべきではないかということをお尋ねして、次の質問に移ります。

災害対応について、お尋ねします。

総務文教常任委員会で、災害対策の備蓄倉庫を課長さんの案内で見せてもらいました。随分たくさん備蓄品が用意されています。特に私が良いなと思ったのは、ガスを使う発電機、簡易の固形トイレ、それから固形の簡易食品もありましたが、すぐに使える発電機や簡易の固形トイレはすごく便利がいいなというふうに感心しました。

人を動かすのは、出来得る限りの正確な災害情報だと思います。先の議会で、5年前の西日本豪雨災害の教訓として、災害情報がきちんと町民のところに届いていなかったことが確認されましたので、お尋ねします。

6月議会で避難所でのテレビ、あるいはネットによる災害情報は、取得できるようになりつつあったとの回答でしたが、一時避難所はどうなっているのか。テレビの情報、Wi-Fiを通じたネット状況はどうなのかということをお尋ねしたいです。

それから、災害対応として、避難所への簡易トイレの設置が十個あるいは数十個単位で必要になる時があると思います。この業者との契約でそういう契約が、すぐに、いざ水害がってという時にそういう避

難所への対応ができるようになってきているか、お尋ねします。合わせて、車椅子対応や乳幼児の子のオムツ替えや老人用オムツ替え対応、あるいはLGBTQ対応に必要な多目的トイレですね、これの設置状況をお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 8番石井議員の御質問、災害対応について総務防災課からお答えをいたします。

1点目の御質問、一時避難所のテレビやインターネットなどによる情報、災害情報取得の整備はどうなっているかということでございますので、お答えいたします。先の6月議会でも御説明いたしましたとおり、各小学校の体育館、それからB&G海洋センター、各保育園などでそれは指定避難所とさせていただいております。そこでは、災害発生時には、矢掛放送ですとかテレビですとか無料のWi-Fiでインターネット情報が取得できるということはお伝えいたしましたとおりです。

いまお聞きの、現在町内20か所ございますけれども一時避難所には、一定の毛布ですとか、備蓄品は配備をいたしておりますけれども、情報取得の環境は、現在は整備できておりません。

この一時避難所のそもそもの概念と申しますか、目的が、矢掛町が避難情報などを発令する前の段階で、地域の方々が自主的に、そして、一時的に避難をする場所でございますので、長期の避難をそもそも想定していないことなどからテレビやインターネット環境は整備していないということになっております。

それから2点目の御質問、避難所への簡易トイレの設置の計画についてですけれども、現在、災害発生時の簡易トイレにつきましては、各小学校、海洋センターにある災害備蓄倉庫に組み立て式の簡易トイレ2組と、先ほど議員おっしゃってございました使用後固化できる携帯トイレ400回分が備蓄してございます。しばらくの間は、この備蓄を使用していただくこととなります。

当然、災害が長期化いたしまして、水洗トイレが使用できないといった際には、皆さん御存じで工事現場などでございます仮設トイレを、各避難所には数十個単位で必要になるのではないかとということでございます。その際には、岡山県建設業協会矢掛支部様と災害時協定がございまして、その必要物資の中に、この仮設トイレも対象となっております。その協定に基づきまして、迅速に調達をさせていただく予定になっております。

それから、3点目の多目的トイレの設置状況については、矢掛中学校と美川小学校の体育館を除く各小学校の体育館に6か所ございます。それから、B&G海洋センターにも1か所ございます。

多目的トイレにつきましては、有事の際、今現在使用可能な多目的トイレを使用していただくということになりますので、避難される際、非常に御心配があらうかと存じます。その際には、事前に役場に御相談いただきますと、利用可能な避難所について御案内をさせていただくことにならうかと存じますので、よろしく願いいたします。

御承知のとおり、災害発生時は自助・共助・公助がうまく機能することが前提でございますので、御自身でできること、地域の皆様でできること、それから日頃から御家庭で、あるいは、地域の皆様で話し合いをしていただきながら、有事の際に備えていただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。いろいろと準備をしていただいているというのはいろいろ分かったんで

すが、一時避難所についてもやっぱり情報がきちっとないと、結局そこに居てもやっぱり家に帰ったほうがええわというふうになってしまうと、ちょっと心配だということでお聞きしたんですが。

更にお尋ねしたいのは、この災害時の職員配置について、備蓄倉庫をずっと見て回る時に、職員が出張って鍵を開けたり、それから避難所の運営なんかも中心になってするというような話を小耳に挟んだんですが、やっぱりあそこに何があって、どうすればいいかっていうことを地元の住民も知っておく必要があると思うんです。そうするためにも、やっぱり今までも言われているように、防災士か何かその地域の人を中心になって倉庫を運営する、あるいは、避難所を運営するなどということが、職員の配置だけではなくて、地元が動くようにする必要があるんじゃないかということで、職員の配置を含めて防災士の活用などどのように考えておられるか、お尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** はい。それでは、再質問にお答えいたします。

災害時の職員の配置と、それから先ほどおっしゃった備蓄の中の活用のほう、防災士の方々、それぞれお立場ございしますが、その活用のことについてなんですけれども、通常、指定避難所、避難所を設置する際には、必ず職員が1名まいります。それで鍵を開け、それから受付を設置し、それから順に避難して来られる住民の皆さん共々と一緒に会場設置、設営をさせていただくようになるんですけれども、当然先ほどおっしゃいました防災士の会ですとか、地元の自治会の方々なんかと、事前にですね、やはり倉庫の中身を確認していただきながら、あるいは、発電機を実際に発電してみたり、起動してみたり、あるいは、間仕切りを設置してみたりとか、段ボールベッドを設置してみたり、そういった訓練を実は各地区でも、実はされているところもございします。たくさんございします。

ただ、防災士の会の会長片山会長もおっしゃってました。やはり、地元のそれぞれの7地区で一緒に活動して行って、地元の方と防災士の方が密着してやっていきたいというふうにおっしゃってました。

なので、今後はこういったことを各避難所で訓練して経験を積んでいただいて、いざと言う時には迅速に対応していただけるように、我々も協力させていただきたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。さまざまな準備をしておられるということを多少分かった上でお尋ねをしました。

いつだったか危ないよっていう時に、B&Gへ行ったら鎖がダーッと張ってあったこともありましたから、え、これはいいのかなというふうに思ったこともあるので、役場の職員も大変だろうと思うんですけど、やっぱり近回りで早めの避難をするというために、少しでも被害を最小化していくということを地域でもしていく必要があると思っています。そのことを私どもも地域で、地震とか風水害や土砂崩れや火事、どれも早めの避難しか実際にはなくて、それを知る上でもやっぱり情報がどうしても必要なんだということで、情報の提供をお願いして、私の質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時42分 休憩



午前10時59分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

それでは、7番小塚君お願いします。小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 議席番号7番小塚郁夫です。今回通告いたしました2件について、順を追って質問を始めさせていただきます。

まず1点目は、介護保険サービスの充実についての本町の取組についてお伺いします。介護保険サービスは、高齢者の方が家で尊厳のある自立した生活を営むことができるために、必要なサービスを整えている。今後、団塊の世代が75歳になり、更なる高齢者が増えることが予想される中で、現在、要支援1から2、要介護1から5の方が何人おられるのか。また、要介護認定調査を受けたが思った介護度より低い、転倒や持病により状態が悪くなったなど、現在の状態と介護度にずれが生じてしまうことがある。具体的にどのような基準で判断されているのか。

介護者が増えると財政への負担も大きくなると思われませんが、利用者にとって必要なサービスに応じた環境整備は大事である。本町として今後どのような考えでおられるのか。担当課の見解をお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** 7番小塚議員の御質問、介護保険サービスの充実について、福祉介護課からお答えいたします。

1点目の御質問、現在の要支援及び要介護者の方の人数についてですが、令和5年7月末時点で、要支援193人、要介護851人の合計1,044人となっています。

65歳以上の高齢者人口は、平成30年3月末をピークに減少傾向となっています。しかし、75歳以上の後期高齢者数は徐々に増えている状況です。また、要支援・要介護認定者数は、平成28年3月末をピークに減少傾向となっております。

次に、2点目の御質問、介護認定の基準についてですが、介護認定申請を受けると、介護保険認定調査員による認定調査が行われます。これは、全国共通の調査票で身体機能や認知機能等74項目について、本人や家族から聞き取り調査を行います。そして、国の基準により介護に係る手間の多寡で介護度を判定します。これが一次判定です。そして、二次判定としては、この一次判定の結果と主治医意見書を基に、医師・看護師・福祉関係者からなる委員で構成された介護認定審査会で審査し、最終的な要介護度状態区分が判定されます。認定後、状態が変わった場合は、有効期間中であっても変更申請をすることができますので、御相談いただきたいと思います。

次に、3点目の御質問、今後環境整備をどうしていくのかについてですが、町内の介護事業所は、介護保険を利用する際のケアプランを作る居宅介護支援事業所が5事業所、デイサービスや特別養護老人ホームなどの介護保険のサービスを提供している事業者が14か所あります。

利用できる施設は、町内のみならず、町外の施設も利用することができます。これらは、日常生活で介護が必要になった方が利用するための施設です。一方で町では、介護が必要にならないように介護予防を推進しています。100歳体操の推進をしたり、まちの健康リーダーを養成したり、地域での通いの場として、住民主体の地域ミニデイサービスも推進しています。

こうして、高齢者の方が歳を重ねても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、元気で過ごしてもらうための活動を推進し、それでも介護が必要となった場合のために医療・介護が連携して高

齢者のケアを行うことができる体制を目指しています。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** はい。今後、高齢者の増加に伴い、健康寿命の延伸などでいろいろな介護予防活動を行っていますが、全市区町村のある社会福祉協議会で運営する訪問介護事業では、人手不足や収支悪化などで過去5年間で220か所廃止や休止されています。

本町でも今後、人手不足が懸念されますが、町民の方が安心して医療・介護が受けられるような体制の介護保険サービス充実を第一に取り組んでいただくようお願いして、次の質問に移ります。

2点目は、地震災害時の避難行動で各自主防災組織の仮避難所について質問を行います。

関東大震災は、ちょうど100年前の1923年——大正12年9月1日11時58分に発生し、炎を巻き込んだ竜巻状の空気の渦の火災が発生して、広範囲での火災の延焼が起き南関東及び隣接地に大きな被害をもたらしました。地震災害で明治以降での日本の地震被害としては、最大規模の被害となっている。

また、南海トラフ地震では震度6から震度8という巨大な揺れが想定されています。

そのような中、本町の建設基準で、昭和56年以降の建物は耐震がなされている届出をした公会堂、集会所は、一時避難所となっている。一時避難所の建物には備蓄品はあると聞いているが、何をどの数量を配備してあるのか。各地域で耐震を満たしていない仮避難所は、備蓄品の配備はどのような考えで、どうなっているのか。

高齢者や一人暮らしの被介護者の方は、矢掛の場合では、矢掛地区の小学校の避難所まで交通手段もなく避難行動が取れず、行けず、自宅待機となり、不安な気持ちでいる。

自然災害の地震災害は、どこが発生源で、どこの地域の被害が大きい、どこが通行止め、どこが崩れているのか、どこで火災が発生しているのかは、事前には不明です。

自助・共助を進めるためにも、まず安全を確認し、近くの避難所に避難していただき、一時的でも避難生活の安定を図るためにも、ぜひ地域の自主防災組織の運営項目の中の一つに最低限の備蓄品管理を加えることができるように考えていただきたい。

担当課の見解をお願いします。

**○議長（花川大志君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 7番小塚議員の仮避難所の備蓄品についての御質問に、総務防災課からお答えをいたします。

まず、仮避難所とおっしゃっていただきましたが、一時避難所と我々は申しておりますが、一時避難所とは、指定避難所から距離がある場合ですとか避難経路に危険箇所がある地域などにおいて、地域の集会所などを自主的な避難所として、自治会や自主防災組織が運営する場合、当該団体からの申請により自主避難所——いわゆる一時避難所として指定をさせていただいております。

指定には、昭和56年以降の耐震基準を満たしている建物ですとか、土砂崩れや冠水などの恐れが少ないと思われる集会所を条件とさせていただいております。

指定されますと、まず、毛布が10枚、食糧・水——ペットボトルですが24食分を町の備蓄品として配備させていただき、さらに、地域防災計画及びまちのハザードマップへ掲載させていただいております。それから、一時避難所の表示も交付を併せてさせていただいております。

したがって、耐震を満たしていない建物などの一時避難所として指定されていない集会所等には

備蓄品の配備はできていないのが現状です。

議員がおっしゃる自主防災組織の運営項目の一つに備蓄品の管理を加えることができるかということですので、本町の補助金の制度等ございますがその対象にできないかという御質問ということで、御回答させていただきます。

矢掛町では、自主防災組織の活動支援、補助金が補助率 80 パーセント、上限 30 万円で行っておりますが、現在は、水や食糧などの備蓄品の購入は補助項目には入っていないのが現状です。財源として活用している岡山県の補助対象項目にも入っていないこともございます。

御承知のとおり、備蓄については、まず自助。御自身で、あるいは御家庭で、食糧品などを備蓄していただいて、その次に共助、そして公助の順であると考えております。

地震災害などでは、4 日後には町外から救援物資が確保できるとの想定により、備蓄目標を 3 日間とお願いをさせていただいております。各御家庭や事業所では、3 日間生活ができる食料や飲料水などの備蓄を心掛けていただくよう、引き続きよろしく申し上げます。

したがって、まず、自助努力の範囲での対応で行っていただいて、議員御提案の補助対象の拡大については、今後、岡山県の補助項目の動向も見ながら検討研究してまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○7 番（小塚郁夫君）** はい。自主防災組織の活動で、まず自助、自分の身は自分で守る。避難することはそのとおりですが、自分で避難できない一人暮らしの高齢者や被介護者の命も守る、共助も大事です。

災害が発生した時、地域住民の連帯意識、自分たちの地域は自分たちで守る共助が重要です。何も持たず、町内会の方と仮避難所に避難する。やはり最低限の備蓄品は必要です。

自主防災活動で行う組織で、平常時においては防災訓練の実施や防災意識の普及啓発、防災巡視、資機材などの共同購入などと、災害時においては、初期消火、避難誘導、救出救護、情報の収集、伝達、給食、給水、地域の災害危険箇所などの把握と周知などを行っていますが、自主防災組織の中に資機材だけでなく最低限の備蓄品を追加すべきと思います。備えあれば憂いなしということわざもあります。

副町長の考えを再度お伺いします。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい。失礼いたします。小塚議員の再質問、自主防災組織の補助対象に資機材だけではなくて、最低限の備蓄品、食料を追加すべきであるというふうな再質問でございます。

議員おっしゃるとおり、防災、災害時発災時、これまず自助、それからお隣さん、近所、そして、共助というのは自主防災組織の活動では最も重要になるかと思えます。

先ほど総務課長も申し上げましたとおり、同じような回答になるんですが、この活動支援の補助制度というのは、県の補助項目要綱もありますが、自主防災組織の育成強化を目的とする活動に対する補助となっております。現在、対象には食料品など備蓄品は入っていないというのが現状です。

課長申しましたように、すぐ今、対象品にするっていうことはできませんが、県の動向を見ながら研究、検討させていただければと思います。

ただ、いざ実際にこうしたケースが発生した場合、地震の場合は事後になりますけれど、当然余震が

ありますので、耐震が弱い、脆弱な建物には避難はできません。

ただ、風水害の場合は、タイムラインがありますので、やっぱ事前行動でして、近くの公民館等避難ってというのは、やっぱ想定されると思います。そういった場合、個々で言いますか、個別案件。個々の対応として、町なりに災害対策本部が対応したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 災害が発生した時、仮避難所に避難している場合は個別に対応していただけると答弁がありましたので、私の質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、2番昼田政義君、お願いします。昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 議席2番、昼田政義でございます。よろしくお願ひいたします。通告書に準じてお尋ねします。

1つ、ふれ愛バスの有効利用するためにどのように運用計画を立てられているか、中間報告をお願いします。2つ目、農業振興基金の利用計画について、お伺いします。

まず1点目、ふれ愛バスの有効利用について。3月議会でもお伺いしましたが、ふれ愛バスの目的として、地域住民の交通手段の確保を図り、もって公共の福祉の増進に資することが目的になっています。今後、どのような目的を持って運営されるのか。

地域公共交通計画の策定委員会で1年程度検討すると言われました。今現在、どのような進捗状況なのかお伺いします。1つ、策定委員会のメンバーは、どのような関係者で行われているのか。2つ目、運行目的、ルート、時間、回数等の改善をどのような形で進められているのか。3つ目、計画を策定後、実証実験運行をいつ頃予定されているのか。4つ目、実証実験運行後のアンケート調査等行って改善計画をする計画はありますか。5つ目、最終的にいつ頃までに町民の皆さんに提示できますか。

以上5点について、執行部に見解をお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** 2番昼田議員の御質問、ふれ愛バスの今後の運営の検討状況について、地域公共交通会議を主管しております企画財政課からお答えいたします。

矢掛町は、今後、更なる人口減少と高齢化が予想される中、交通手段を持たない高齢者等にとって最適な交通手段の確保や持続可能な公共交通体系の構築が課題となっています。

そのような背景を踏まえ、公共交通施策の具現化を図るとともに、まちづくりと一体となった効率的で利便性の高い公共交通体系を構築することを目的として、本年度、地域公共交通計画を策定する予定としております。

その計画の策定及び実施に関し、必要な協議を行うために地域公共交通会議を設置いたしました。会議は4回を予定しており、計画策定の趣旨の説明、計画の骨子案、素案の提示をし、パブリックコメントの実施を経て計画の承認をすることになります。途中、今後の施策決定の参考のために実証実験を行うこととしており、この会議でその途中経過並びに結果報告をすることとしております。

この会議で議論いただく計画で対象とする公共交通は、鉄道・路線バス・地域福祉バス——ふれ愛バスのことですが、そしてタクシーでございます。つまり、地域福祉バスだけを論ずるのではないということをお願ひいたします。

議員お尋ねの1点目、会議の委員のメンバー構成でございますが、会長に福山市立大学の都市経営学

部長，副会長に山岡町長，ほかに鉄道・バス・タクシーの事業者や運転者の代表，これらが計7名，国・県・警察関係者が計4名，住民代表として，自治協議会連絡会，地区公民館連絡協議会，民生委員児童委員協議会，女性連絡協議会，老人クラブ連合会，備中西商工会，矢掛高等学校，社会福祉協議会，そして議会からも2名御参加いただいて，合計23名の委員さんに委嘱させていただいております。

2点目から5点目の御質問に対しては，一連の中でまとめて説明させていただきます。

計画を策定するにあたり，昨年度，高齢者を中心としたアンケート，関係者へのヒアリング等を行いました。そして，そこで得られた課題等を踏まえ，今後の施策をより良いものにするために，先ほど申しましたように実証実験を計画しております。

今年の10月から12月までの3か月間，現在のふれ愛バスはそのまま運行し，それに加える形で，町中心部と町内商業施設を結ぶ役場発着の買い物バスを平日運行するというものです。御利用にあたっては，年齢などに制限は付けず，運賃は無料とします。特に，生鮮食品を中心とした日用品の買い物がしやすいよう，町内を1時間弱掛けて巡回し，それを1日に3便走らせるというものです。

これにより，ふれ愛バスの利用増につながるのか，また，タクシーチケット等その他の需要が増えるのかなど見極めていきたいと思っております。

また，実証実験中は利用者に対して，車中のスタッフが使ってみての感想や今後の利用見込み，公共交通への思いなどアンケートも実施し，意識調査を行う予定です。

これらに伴う経費については，一般会計補正予算として今議会に議案上程させていただいているところでもございます。

この実証実験の結果も，今年度中に策定予定の地域公共交通計画に反映させ，今後のふれ愛バスを含めた地域公共交通に関する施策につなげていきたいと考えているところでございます。

以上，よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 昼田君。

**○2番（昼田政義君）** いま御回答いただきましたけど，役場発着のまち中心部と町内の商業施設を結ぶ無料買い物バスを運行されるということなんですけど，これは良いことだと思いますけど，ふれ愛バスの利用者の制限無しと考えていいですか。また，役場から医療機関へのルートについては考えていますか。

以上，2点についてお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** 昼田議員の再質問について，お答えいたします。買い物バスの利用者については，年齢とか運転免許証の有無などを含めて，一切制限はいたしておりません。設けません。

あと，医療機関へのルートにつきましては，矢掛地区以外の医療機関でも，大体のところが買い物バスの停留所から徒歩圏内であると認識しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 昼田君。

**○2番（昼田政義君）** ありがとうございます。実証実験をしていただいて，町民の皆さんにとってより良いふれ愛バス運行にしていただければ有難いと思っております。

2つ目の質問に入らせていただきます。農業振興基金の利用計画についてお伺いします。今現在，鳥獣対策，中間管理機構への利用促進等の補助金が支給されています。

農地のほ場整備が行われ、40年から50年ほど経過しています。農業施設の老朽化によって、今後、農業施設の修理、改修工事が必要になってまいります。農業従事者は、工事費の10パーセントから50パーセントを負担しなければなりません。

農業振興基金を使って、農業従事者の負担を少しでも軽減していただければ有難いと思います。執行部の御見解をお願いします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 2番昼田議員の御質問、農業振興基金の利用計画についての御質問に、建設課よりお答えさせていただきます。

まず、矢掛町農業振興対策基金でございますが、矢掛町の基幹産業である農業振興に関する事業に要する資金に充てるため、令和4年12月に条例制定され基金を創設し、本年度より事業実施されております。

事業の内容といたしましては、昼田議員がおっしゃったとおり、有害鳥獣対策や農地の利用促進などの5つのソフト事業を創設し、補助金や助成金の交付を行っているところでございます。

御質問は、この農業振興対策基金の事業に農業施設の修繕や改修工事のいわゆるハード事業を創設してはどうかといった御提言でございます。

現在、本町では、御提案のありましたさまざまな農業振興に対する基盤整備事業の実施にあたりまして、矢掛町農林土木事業分担金条例に基づき、分担金の負担を受益者の皆様をお願いしているところでございます。

分担金につきましては、工事などにより受益を享受される方から徴収させていただくことと定められております。

そのため、町といたしましては、防災減災事業、中山間地域総合整備など国・県等の補助率の高い事業を積極的に活用することで農業関係者の負担軽減に努めております。

農業関係の事業は、さまざまな制度が細かく創設、変更されております。ため池廃止事業など補助率100パーセントといった事業もございます。このように、各種事業の情報や内容を常に意識し、また、農業関係者のニーズを常に把握していくことで、事業制度を上手く活用しながら農業関係者の皆様の要望に応え、また、負担軽減に今後も努力してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 昼田君。

**○2番（昼田政義君）** いま建設課長から回答いただきました。

基本としては、基金はソフト事業に活用され、基本、整備の中などのハード事業に際しては、農業関係者の負担軽減にはさまざまな事業を活用し、また、補助率の高い事業を中心に考え、負担軽減につなげるという回答をいただきました。

山岡町長におかれましては、昨年度就任され、質問させていただいた矢掛町農業振興対策基金の創設や、県に対して、ため池サポートセンターの事業延長を市町村長の中心となって働き掛け、これを実現するなど、実行力と行動力で成果を上げられています。

また、7月下旬には岡山県の代表として、農林水産省、国会議員に対して新しい事業の創設の要望に行かれたと聞いております。

今後も補助率の高い地元負担の軽減をされるよう事業を国・県に要望していただき、引き続き、地元

の負担軽減に努めていただくようお願いいたします。

これをもって質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、5番田中輝夫君お願いいたします。田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 議席5番田中でございます。通告に従い、国保加入者の人間ドックへの助成についてとスクールロイヤー制度の導入についての2点についてお尋ねします。

まず、国保加入者への人間ドックへの助成についてですが、町が実施している地区検診は、国保加入者の特定健診40歳から74歳までの人と、後期高齢者健診75歳以上の方がおります。これは、費用も安く設定されていて、多くの方が受診されています。健康管理に重要なことですので、継続をしていかなければならない事業であります。

地区検診は今年度から予約制となって人数制限もあり、待つ時間が少なくなったのではないかなというふうに思います。

健康診断には、ほかに人間ドックもあります。人間ドックは、保険対象外なので費用は全額自己負担となりますが、国保加入者の中にも、本人が希望するさまざまな検査項目があって検査も1日で終わります。特定健診だけではわからない病気や年を取ったら見つかかり難い病気が潜んでいる可能性もあり、早期発見ができます。人間ドックで検査されている方の中には、近くの病院で人間ドックができることを望んでいる方もいます。

そこでお尋ねします。矢掛病院で人間ドックを実施する方針はないのか。2点目、国保加入者に人間ドックの助成金制度はないのか。

以上2点について、本町執行部の見解をお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 矢掛病院事務長。

**○病院事務長（坪田芳隆君）** 5番田中議員の御質問、1番、矢掛病院での人間ドックの実施について、お答えいたします。矢掛病院での人間ドックの検診実施は今のところ考えておりません。

現在、病院では町委託のがん検診、特定検診、後期高齢者健診を行っております。人間ドックの実施となりますと一般診療とは分けて行う必要もあり、健診部門の施設、医師や医療専門職をはじめ担当職員の人員確保の問題など課題がございます。今後、健診部門の新設も検討する必要もあるかと思っておりますが、現時点では、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 5番田中議員の御質問に2点目ですが、健康子育て課からお答えします。

国保の加入者で人間ドックを受けられている方への助成金についての見解ということでございますが、国民健康保険につきましては、現在加入者の減少とか1人当たり医療費の増加傾向が続く中で、県下統一保険料に向けた動きなどもございまして、今後、非常に厳しい財政運営となる見込みの中で、被保険者の健康を維持しながら保険税などの負担をできる限り抑えるように努力しているところでございます。

そのような中でも、特定健診によって生活習慣病を早期に発見し治療することは、重症化予防という観点から重要な施策でございますし、また、特定健診の受診率の向上というのは、国保財政の面でも重要な施策と位置付けております。

今回、御質問いただきました人間ドックの助成金につきましては、過去に平成21年度から8年間ほど

実施した経緯がございますが、自分の健康は自分で守るという一次予防を定着させることが目的でございましたので、この受診率が一旦60パーセントを達成したということでこの施策は終了しております。

しかし、特定健診の受診率につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、令和4年度で42.7パーセントとなっております、この受診率を上げるということが非常に大事なことで検討しているところでございます。

今年の8月に国保の運営協議会のほうでもさまざまな御意見をいただきまして、会場をもっと人が集まる所にするであるとか、さまざまな御意見をいただきました。

この特定健診につきましては、被保険者の御都合に合わせて受診ができる個別健診であるとか、参加率の低い年齢層、若い方の取り込みの方策として40歳前健診なんかを実施しております。また、今年度は、先ほど議員もおっしゃいましたが、集団健診の混雑を解消するために予約制を導入するなどして参加しやすい健診を目指して工夫をしております。

今後につきましても、DXをですね、活用した健康ポイントなんかのインセンティブなど近隣自治体の取組なども参考にしながら検討を進めておりまして、その中で今回の議員の御提案につきましても、この集団健診や個別健診のほかに健診の機会を確保しまして、受診率を向上させるという目的に合致しておりまして、財源につきましても確保のめどがございますので、前向きに検討してまいりたいと考えております。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。答弁していただきました。

矢掛病院での人間ドックにつきましては、やはり一般診療との併合と言いますか、一緒にやっていくにはスペースが足りないというふうなことも理解できます。理解できますが、さらに、実施していくにはどうしたらいいかというのを再検討していただきたいというふうに思っております。

それと、今度は再質問というふうな形になっていきますが、本町の場合は町内で人間ドックをする病院がありません。それで、他の市町の総合病院で人間ドックを受けた場合、助成するとしたら、病院との連携協定といいますか、それが必要になってくるのかどうか。それと、助成するとしたら、年齢制限とかがあるのかどうか。この申込方法はというふうなことを考えているのかというふうなお考えがあれば、お尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 田中議員の再質問にお答えいたします。

いま、仮の話ですが、今後検討を続けるという中で、この人間ドックの助成事業を実施するようになった場合には、病院との連携協定とか契約ということは現段階では考えてはおりません。

また、対象年齢や制限とかにつきましても、以前、助成事業で行っておいりましたのが、40歳以上の国保の被保険者であることであるとか、人間ドックの結果の写しを出していただくというようなことがありますので、こういったことをベースとして今後検討していきたいと考えております。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。回答していただきました。

他の市町では、40歳以上の国保対象者、それから後期高齢者の対象の人というふうなことには、一部助成を行っているというふうなことも聞いてます。今回の答弁では、前向きに検討していくというふうな答えだったので、期待しております。



やはり、国保の人に対しては、地区検診が基本というふうなことを思っておりますので、その地区健診のことにおきましても、さらに継続して事業を進めていってもらいたいと思います。今回の答弁では前向きな検討というふうなことをいただきましたので、この問題については質問を終わります。

次に、2つ目、スクールロイヤー制度の導入について、お尋ねします。スクールロイヤー制度は、2020年度から各都道府県に配置することを目的に財政措置が取られ、学校に配置されるわけではありませんが、各地で取組が行われています。

学校に通う生徒の中には、親からの虐待やヤングケアラー、インターネットを利用したことによるトラブル等といった家庭環境や養育環境の問題に直面している子どももいると思います。学校で起こるさまざまな問題について、弁護士が相談に乗り、法的な知識を生かして解決を目指す制度です。

生徒を巡る問題に対して、普段はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して保護者と連携を取っていると思います。

いじめや不登校のほか、保護者対応や体罰など幅広い問題に対応し、子ども同士の問題だけでなく、子どもと教師の問題、保護者と教師の問題が発生した場合にでも、子ども・教職員を法的な観点からサポートすることが期待できます。

なお、この制度は、子どもの最善の利益を念頭に置き、法的な観点から学校に助言を行うもので、学校や教育委員会では対応しきれない時など法的助言を求め、必要な相談が行える制度です。

先月、8月下旬には北海道の学校で8歳の児童が体育の授業中に熱中症で倒れ、その後、亡くなるという予期せぬ痛ましい事態が起こっています。そういうふうなことも含めて、今後どうなるかわからないというふうなことでお尋ねします。

1つ目、タブレット使用によるトラブルの問題は無いのかどうか。YouTube とかは制限しているというふうなことは聞いておりますが、そういうふうなことでトラブルがあるのかないのか。2点目、スクールロイヤー制度導入について、どのように考えているのか。以上、本町の執行部の見解をお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、5番田中議員のスクールロイヤー制度の導入について、教育課からお答えをいたします。

まず1点目、タブレット使用によるトラブル等の有無ということでございます。この御質問は、GIGA構想で整備したタブレットの使用に関していじめなど児童生徒をめぐる問題の有無ということであると思っておりますが、矢掛町の小・中学校ではタブレット導入後、このような事例は報告されておられません。

本町ではございませんが、このタブレット導入に関して、御心配いただくような事案が過去、東京都内の小学校で起きた事例がございます。令和2年度のGIGAを購入した年に起こったというふうに記憶しております。

町内の小・中学校に整備したタブレット端末は、私どもも同じように令和2年度に整備しましたが、その端末には、グーグルクラスルームというソフトが入っており、このソフトを使ってコミュニケーションを取ることができます。しかし、このソフトは、教師の管理下で使用されるものであり、1対1,1対2など、特定の者同士でのコミュニケーションを行うことはできません。必ず、教師を交えたクラス全員がそのコミュニケーションを共有することになります。

学校へ配備したタブレットではチャット機能など制限を設けておりますが、一方で、タブレット端末

以外のネットワーク、つまり家庭でネットワークを使用する際には、トラブルや被害に遭う可能性も否定できないところであります。

そのため、教育課といたしましては、子どもたちにネットワークのマナー、それから個人情報の保護、他人への配慮や敬意などを身に付けさせることが重要であると考えております。また、保護者の方々にもネットの利用時間やフィルタリングの活用などに御協力いただきたいというふうに思っております。

2点目のスクールロイヤー制度の導入についてという御質問でございます。この制度は、議員も説明されましたが、学校で起こるいじめや保護者とのトラブルなどを法的に解決する弁護士のことであり、文部科学省と教育委員会、弁護士会の連携のもと、学校に弁護士が派遣される制度であります。

令和2年から文部科学省がスクールロイヤー制度の推進を始めましたが、教育課としましては、これまで学校内で発生するさまざまなトラブルに対して、従来からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを積極的に活用し、保護者との連携を図りながら適切な対応を心掛けてまいりました。これにより、いじめ、不登校、保護者の関与、体罰などの問題に対処し、子どもたち同士だけではなく、教職員と子ども、保護者と教職員といった幅広い関係性におけるトラブルにも対応してまいりました。

しかしながら、これらの問題においては法的な視点が必要とされる場面が時折発生してまいります。こうした状況に対処し、子どもたちの最善の利益を保護するために、スクールロイヤー制度というものを導入することの意義は大きなものであると考えます。この考えに基づきまして、岡山県教育委員会では、同様の制度であります岡山型スクールロイヤー制度を平成26年度から導入しており、過剰な要求をする保護者に対して、法的なアドバイスを通じて、適切な対応を行う取組を行っております。

この制度は無料で県下全ての学校で利用でき、保護者や児童生徒、教職員が法的なアドバイスを得ることができますし、問題解決の際により適切な判断を下すことが可能となります。この制度は、今申し上げましたように、町内の小・中学校も利用することができます。再度、これにつきまして、町内の小・中学校に周知してまいりたいと考えております。

なお、案件が訴訟に至った場合であります。これにつきましては本町の顧問弁護士にお願いすることになります。顧問弁護士は、岡山弁護士会に所属する小林裕彦弁護士で、令和4年7月1日からお願いをしているという状況でございます。

議員も御指摘のように、子どもの最善の利益を念頭にということは、私どもも全く共感できることであり、子どもたちの健全な成長と安全な学習環境の確保に全力を尽くし、法的な側面からも子どもたちの安全と幸せを保護してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。答弁していただきました。

タブレットの件に関しましては、やはり、学校に置いて使うだけかなというふうに自分は思っていたんですが、やはり自宅にも持って帰って使用する。宿題ももうタブレットでもう出すんだということになっておって、そういうふうな時に制限が無かったら、インターネットでやってトラブルになりやあせんかなというふうなことも心配して、この質問をさせていただきました。

それと、スクールロイヤー制度は先ほど前向きというふうな説明でありましたので、よろしく願います。

そこで再質問になりますが、いじめや不登校など、過去2年から3年におきまして、現在は減ってい

るのか増えているのか。そこらへんの現状をお聞きしたいと思いますし、またその対応については、どのようなことを行っているのか、執行部のほうで説明していただきたいと思います。

**○議長（花川大志君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 5番田中議員からの再質問をいただきました。いじめや不登校などについての現状、そして、その対応についてお答えをさせていただきます。

まず、いじめにつきましては、令和3年度・4年度ともに小学校では12件、中学校では令和3年度は2件、4年度は1件の認知があり報告があり、現状に大きな変動はございません。

いじめの主な内容としては、冷やかしかかからかい、悪口、いやがらせなど、小学校・中学校とも共通しております。

教育課としましては、いじめの件数を少なくするというよりも、早期発見・早期対応という考え方に基きまして、アンケート調査や個別面談、家庭訪問を実施し、児童相談所、医療機関、警察などと連携して対応しているところでございます。

またさらに、矢掛町においても、いじめ問題対策協議会等を設置していただき、学校関係者のみならずさまざまな関係団体の方々からも御援助いただいております。大変ありがとうございます。

続きまして不登校に関しましては、小学校が令和3年度に4人、令和4年度5人、中学校は令和3年度・令和4年度ともにそれぞれ14人という報告があり、いじめと同様大きな変動はございません。

不登校対策といたしましては、登校支援員、教育支援員、そして適応指導教室への指導員の配置などを行っております。

また、岡山県においても、この不登校対策は重要な課題と位置付け、学校の対応力を高めるために平成31年に岡山県長期欠席・不登校対策スタンダードというものを定めて、県下の全校に配付し、県を挙げて取組を進めているところでございます。

学校が児童生徒にとって本当に安心できる居場所となること、また、児童生徒とのつながりを切らないための方策としてICTを活用した不登校対策に積極的に取り組んでいるところであります。

教育課といたしましても、これらの方針に従いまして、児童生徒たちの絆づくりの一層の充実に向けて、また、子どもたちが笑顔あふれる豊かな人生を送ることができるように努めてまいりたいと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。ありがとうございました。

いじめにしても、いじめ、いろいろ問題があります。でも、学校としたら早期発見を目的に対処していくというふうなことでの回答でした。不登校の場合でも、学校に来れないような子にしましても、人数的にはあまり変わりませんが、登校支援とかその子に寄り添っての行動活動をやっていくというふうなことだったので、これも大変なことだと思いますが、今後も引き続きよろしく願いいたします。

全体的に本町内では訴訟になるような事態はないとか少ないというふうに思いますが、今後発生する可能性もあり、子ども・教職員の法的な観点からサポートするために、教育長も言われましたが、子どもに寄り添った教育、それから、子どもの最善の利益を念頭にというふうなことで、このスクールロイヤー制度の導入も前向きに検討していくというふうなことの回答でありました。これをさらに、本当に進めて行ってもらいたいと思います。

これで私の質問は、全て終わります。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。この際、昼食などのために午後1時まで休憩したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、午後1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時53分 休憩

午前12時58分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。それでは、12番浅野君、お願いいたします。浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** それでは、午後一番やらせていただきます。

2問、一般質問通告させていただいていて、1つは、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明についてと、2番目が矢掛高校による矢掛町模擬議会開催についてでございます。

まず1番目に、2050年度にCO<sub>2</sub>——二酸化炭素を実質ゼロにするということについての話でございますが、先般8月の初めですね、岡山のSDGsフェアというのがありまして、行かれた方もいらっしゃると思うんですが。8月の2日と3日ですかね、岡山コンベンションセンターでちょうど岡山駅の西口NHK側ですね、その大きな会館でございますが、そこで大々的にやっておられました。約120のブースで岡山下の市町村の方、あるいはNPOの方、任意団体みたいな方もいらっしゃる、いろんな方がブースを出されていて賑わっておりました。

それ、ちょっと見ただけであれなんです、環境問題、非常に今後、重要なんだなというふうなことを認識しております。そういうことで、このたびの質問になるわけですが。

2050年にCO<sub>2</sub>を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティと呼ぶんだそうです。これについて検討されている場合は、している市町村はですね、事前に環境省に連絡してくださいとあります。これいうふうに、内規になっておるようです。これは、とにかく県とかじゃなくして、もう環境省自らが、国が自らが、環境問題に取り組むというような姿勢だろうと理解しております。

そこで、矢掛町としましては、平成4年4月に“矢掛町クリーンなまち宣言”をしており、環境については先進自治体と思われま。これは、実際そうな、その平成4年にそういう宣言出されているということは非常に進んだことになってるということで、自負しております。行政、町民とも、それぞれ環境問題に積極的に取り組んでおられると思います。

県内では岡山県をはじめ、18自治体がゼロカーボンシティを表明しております。他地域に発信するという意味でも当町として早急に宣言すべきと思うが、見解を問います。

要は、ゼロカーボンシティだということを内外に向かって宣言するという、言葉としては簡単なんですが、その中にいろんな問題もあるんですが、とりあえず、宣言しようというような趣旨でございます。そのあたり、環境を主管される町民課のほうの見解を問います。よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾茂樹君）** 12番浅野議員の2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明について、町民課からお答えさせていただきます。

この御質問につきましては、以前、令和3年第5回矢掛町議会第4回定例会でも、浅野議員から同様

の一般質問をいただいておりますが、その時の答弁と重複するかと思いますが、御了承いただきたいと思っております。

地球温暖化対策につきましては、世界共通の課題として、2015年のパリ協定を機に各国が取組を進めており、120以上の国と地域が2050年カーボンニュートラルという目標を掲げております。

日本につきましても、政府は2050年までに、気候変動の原因となっている温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを、2020年6月に宣言しております。

令和元年12月に環境省から、2050年温室効果ガス——二酸化炭素でございますが、この排出ゼロ表明の検討につきまして、全国の都道府県と市町村に依頼があり、令和5年6月現在で、全国973自治体がゼロカーボンシティ宣言を表明しており、岡山県におきましては先ほど議員が言われましたとおり、岡山県及び18市町村が表明しておられます。

矢掛町では、平成4年にクリーンな町宣言を行い、各種の環境対策事業を推進してまいりました。防犯灯のLED化や公共施設への太陽光発電設備の設置、家庭に省エネルギー設備を導入する町民に対しての補助金の交付、ゴミの減量化対策など積極的に取り組んでまいりました。

また、昨年でございますが、令和4年度から始まった高梁川流域カーボンニュートラル研究会にも参画し、単一市町で取り組むにはハードルが高い事業も、高梁川流域7市3町の連携により、地球温暖化対策に取り組んでいるところでございます。

この高梁川流域の検討会の具体的な取組としまして、地域の再生可能エネルギーのポテンシャル調査・研究、それから啓発パンフレットの作成、親子向けワークショップの開催などを進めているところでございます。

矢掛町は、議員のおっしゃるとおり、いまだゼロカーボンシティ宣言を表明しておりませんが、ゼロカーボンシティ宣言の表明いかんに関わらず、町としまして環境対策事業は、今年度から環境エネルギー係として研究していく中で、町の施策や広域での施策を積極的に進めてまいります。

地球温暖化問題につきましては、世界規模の課題であり、単一市町では解決できない大きな課題でもございます。本町のゼロカーボンシティにつきましても、近隣の市町とともに進めていきたいと考えております。御理解の程、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** はい。いろいろ経過等いろいろ説明していただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

私が特に訴えたいと言いますかはですね、もちろん連携してやらんとできないことです。こういうことは単町では難しいんですが、ただ、環境省の趣旨としては、一件一件自治体が宣言してくださいというような意味もありまして、他市町村と共にやるという非常に大切なことなんです。近隣市町村を巻き込んで、リーダー的にぜひ矢掛のほうから先頭を切ってやっていただければという思いで質問させていただいておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

引き続きまして、2番目の矢掛高校の模擬議会でございますが、去る8月2日に矢掛町議会で、令和5年度中学生による矢掛町模擬議会が開催されました。内容は、当を得たすばらしいものでございました。

これをですね、高校生を対象に高校生にも広げたいというふうをお願いしたいといえますか、進めてもらえたらという趣旨でございまして、岡山県内では真庭高校や高梁高校に良い実績があると聞いて

おります。

また、主旨は違いますが方向は一緒だと思うんですが、県議会では議会の常任委員長さんが執行部の役割をして、高校生がグループで質問するというようなことを岡山県議会ではやられておまして、今年もまた12月におやりになるというふうな、たまたま昨日ですかね、新聞に大きく出ておりましたが、そういうやり方で書いておりましたが、私が今ここで取り上げたのは、矢掛町の中学生がやったやつをそのまま同じように矢高でもやって、中学校、高校が連携が取れるような形になればなという思いで書かしてもらいました。

いろんな難しい、県立高校は県立でございまして、難しい問題があると思うんですが、中学校・高校連携という意味で、ぜひ進めていただきたいなというふうに思っております。

なお、この質問は同僚議員が6月にされておりますんで、ダブる面もあったかもしれませんが、そのあたりを含んで、答弁をよろしくお願いします。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、12番浅野議員の矢掛高校生による矢掛町模擬議会の開催について、教育課からお答えをいたします。

まず、この8月に開催しました中学生による矢掛町模擬議会につきまして、素晴らしいものであったとの評価をいただきましたことに対しまして、感謝申し上げるところでございます。この模擬議会は、矢掛中学校の2年生を対象として、町の未来や町づくりに対する興味や関心を高めることを目指したもので、今回で4回開催したところでございます。

今回の御質問は、この中学生による模擬議会を高校生にも拡大する可能性についてであろうかというふうに思います。御質問にも出てまいりました岡山県高校生模擬議会に触れながらお答えしたいと思っております。

岡山県高校生模擬議会は、昨年12月16日金曜日、岡山県議会、岡山県、岡山県教育委員会、岡山県選挙管理委員会の主催で行われました。この高校生模擬議会の趣旨は、高校生に県政や県議会に対する理解を深める機会を提供するとともに、さまざまな意見を将来の議論の参考とするというものでございます。

参加したのは岡山県内の公立学校13校と私立学校4校で、計67人の高校生が参加し、この67人を2つのグループに分け、高校生議員は議席と傍聴席に分かれ、5人の高校生議長がそれぞれ議事運営を行ったということでございます。特筆すべきことは、高校生が直接参加することとさることながら、インターネットを通じて県内の多くの高校生が議論の様態を視聴したことでありたいと思っております。

一方、矢掛高校はこの模擬議会には参加しておらず、インターネットの視聴も行っていないというふうにお聞きしているところであります。

議題としましては、クリーンエネルギーの普及や学校内でのスマートフォンの使用など、県政全般に関連する32のテーマで、県議会の各委員会の委員長が質問に答える形で行われました。

高校生模擬議会では県議会議員が答弁者として登壇するなど、私どもの開催しました中学生模擬議会とは運営方法は異なるものの、共通することといたしまして、若い世代が自らの考えや意見を発信し、議論を通じて共感や理解を深める場であるという点が挙げられるのではないかとこのように思います。

教育課としましては、先の6月議会でもお答えをいたしました。私ども教育課では、町政70周年の記念事業に向けて、矢掛中学校と矢掛高校の生徒たちが協力して、矢掛町の未来や町づくりについての

考えをより一層深める機会、そういう場を設けたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** はい。いろいろ詳しく答弁いただきまして、ありがとうございました。

県がやってる県議会と今、矢掛中学校と矢掛町議会でやったら、なんか若干また意味合いが違うんですが、先ほどのお答えですが、中学校、高校生がより良い町作りについて協力できればなという抽象的なお話でございまして、具体的にはあれなんですけども、私は申し上げているのは具体的にもう高校生に矢中と同じような高校生議会。ここで高校生に来ていただいてやるべきだと、やったらいいなという趣旨でございまして、これは、そう簡単には行くもんじゃないかと思いますが、ぜひ検討していただいてという趣旨ではございません。

以上で、終わります。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、6番原田秀史君、お願いいたします。原田君。

**○6番（原田秀史君）** 議席6番の原田でございます。通告に従いまして、2件の質問をいたします。この2件につきましては、令和4年3月及び令和3年3月議会で質問をいたしました、令和4年5月に新たに山岡町長が就任されましたので、改めまして、質問をいたします。

まず1件目といたしまして、保育士の正職員化についてをお聞きします。本町では、平成12年度を最後に令和5年度までの23年間、保育士、幼稚園教諭の正規職員としての採用はなく、令和5年8月現在では、公立3保育園・1認定こども園、計4園の保育士は72名で、そのうち正規職員は6.9パーセントの5名で、いずれも園長及び副園長職に就いています。

しかし、今までとおりの雇用形態が続きますと、現在5名の正規職員が10年後には2名、また、15年後には全員いなくなることになり、10年後には2名、また、15年後には全員非正規の会計年度任用職員が園長及び副園長職に就かなければならなくなることを踏まえまして、以下のことについて質問をいたします。

まず1点目といたしまして、2016年——平成28年に社会福祉法人全国社会福祉協議会が行った全国保育協議会会員の実態調査結果によりますと、正規職員の割合は、保育施設全体では平均57.9パーセントで、内訳は公立49.6パーセント、私立63.1パーセントとなっています。また、岡山県が2017年——平成29年に行った岡山県保育士実態調査結果によりますと、全体では45.8パーセントとありました。

一方、先ほども言いましたが、本町では、こうした結果とは程遠い6.9パーセントといった現状があります。

岸田政権が目指す、次元の異なる少子化対策を受け、市民団体子育て支援拡充を目指す会がこのことに関し、子育て中の親に対して行ったアンケート調査結果では、複数回答ではありますが、優先的にしてほしい政策に、保育の質の向上に係る保育士の待遇改善が85.9パーセントといった結果があり、この中には当然、非正規保育士の正職員化も含まれていると推察されます。

また、先ほどの岡山県保育士実態調査結果の職場へ改善を望むことの中で、非正規雇用の保育士に限っては、雇用の安定化、すなわち、正規職員化を望む回答が上位に位置付けられていました。

こうしたことを踏まえまして、1点目といたしまして、井笠管内の他市町の公立保育園、幼稚園、認定こども園における保育士の正規職員の割合をお聞きします。

次に、2点目といたしまして、冒頭申しましたが、今の雇用形態が続きますと、10年後には、会計年度任用職員の方が園長職に就かなければならないことを踏まえまして、10年後を見据えた人事面での園の運営、また、それに伴う保育士の正規職員化についてお聞きします。

**○議長（花川大志君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 6番原田議員の保育士の正規職員化についての御質問に総務防災課からお答えします。

1つ目の御質問、井笠管内の4市町の公立保育園、幼稚園、認定こども園における正規職員の割合について、お答え申し上げます。公立の園の数、それから正職員の人数とその割合をそれぞれお答え申し上げます。

まず、井原市です。公立の保育園は2園、幼稚園は14園ございます。正職員は49名で、その割合は50.5パーセントです。笠岡市については、公立の保育園は4園、幼稚園は5園、こども園は2園ございまして、正職員は50名で、その割合は56.2パーセントです。浅口市においては、公立の保育園は1園、幼稚園は3園、こども園は2園ございまして、正職員の数は30名で、その率は61.2パーセントでございます。そして里庄町は、公立の保育園はございませんで公立の幼稚園が2園のみでございまして、正職員が6名、その率は100パーセントとなっております。

管内では、本町以外は、過半数以上が正職員の率ということになります。

ちなみに、民間の保育園・こども園が、井原市には7園、笠岡市が9園、浅口市が6園、里庄町が2園ございます。矢掛は0ですね、となっております。

それで、2点目の10年後の人事面での園の運営、また、それに伴う保育士の正規職員化についてにお答え申し上げます。

先ほど議員もおっしゃいました令和4年の3月議会でも山野前町長が、過去の経緯を踏まえ詳しくお答えをいたしたとおりでございますが、議員がおっしゃるとおり、平成12年を最後に保育士の正職員の採用は、いたしてないのが現状でございます。

山岡元町長の時代に三位一体の改革が進められる中で、矢掛町が単独町政を維持するために、保育園の持続可能な経営の選択を迫られ、また民営化が全国で進む中で、公営という選択をされた経緯がございます。公営で保育園を維持するという課題について、当時保育士の嘱託化を進めてまいりました。

現在は法改正がございまして、会計年度職員という雇用形態で非常勤ではございますけれども、現在は正職員と同様の職員共済組合への加入、退職金の積立て、正職員と同じ福利厚生を受けることが可能となっております。当時の嘱託と福利厚生や身分保障など、はるかに改善がなされているのではないかと承知しております。

また、給与面でも、本町独自の経験加算手当ですとか主任手当を毎月上乗せ加算させていただいています。さらに、昨年度からは保育士の処遇改善として、特殊勤務手当の増額など他の保育園以上の処遇改善に努めており、保育士の離職率もかなり低下しているものでございます。

井笠管内の市町もおっしゃるような保育士不足を訴えておられまして、保育園間での保育士の奪い合いが発生しているのではというお声も聞いてございます。

こうした中でも、本町においても、先月の広報やかげでも保育士を募集をいたしておりますけれども、1名の募集にとどまるなど、保育士不足の中ではございますが、現在は体制としては及第と言えるのではないかと存じています。



そこで、10年後の想定でございますけれども、現在の正職員は定年延長もございまして正職員のままです。また、本人の能力や資質において、十分園長としての業務がこなせる会計年度職員であったならば、園長として勤務をしていただくことを想定いたしております。もちろん、園長手当など相応の報酬が必要となってまいります。

また、本町の場合は、健康子育て課の所管の4園でございますので、保育方針や運営については、一貫性がある中で、保育園間の保育士の異動などにより、各園での労働環境や保育環境の継続性を図りつつ、園児、保育者や保護者のニーズに沿った保育を推進しているものでございます。

しかしながら、少子化社会や激変する社会情勢の中で保育園の運営も柔軟に対応していく必要がございます。今後も、保育園の公設民営化ですとか、指定管理者制度など研究を続けて、持続可能な保育園経営に向け検討してまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** ありがとうございます。

まず、井笠管内の正規職員の割合ですが、井原市が50.5パーセント、笠岡市56.2パーセント、浅口市61.2パーセント、里庄町100パーセントといった答弁がありました。この数値はいずれも、岡山県の調査結果の平均45.8パーセントより高く、本町6.9パーセントの約7倍から15倍であり、本町の保育士の非正規化がいかに進みすぎているかが覗えます。

令和4年3月議会におきまして行いました、このことに関する私の一般質問に対しまして、「2002年、国の三位一体改革での大きな変革を受け、公営か民営かの選択をする中で、国の推進する民営化ではなく公立を選択し、それを運営するため、保育士の人件費を抑える手段として正規職員を21年間採用せず、非正規化を進めた結果、現在の状況がある」との、前町長の答弁がありましたが、先ほどの課長の答弁はそのことを踏襲してのものだったと思われまます。

その中で、現在は会計年度任用職員で非正規であるが、給与や福利厚生などの待遇面でも、他の市町以上の処遇改善に努めており、保育士の離職率もかなり低下しているとありました。

会計年度任用職員制度が導入されました令和2年度以降のフルタイム会計年度任用職員のうち、定年退職者以外の退職者を見ますと、令和2年度3名、令和3年度5名、令和4年度1名であります。これらの方の中には、近隣の市で正規職員の保育士として採用され、現在そこで勤務をされている方もおられると聞いております。

また、本町が正規職員の保育士の採用を停止した平成13年度以降、正規職員の保育士の定年退職以外の退職者はなかったように思います。

令和5年5月8日の新聞報道によりますと、政府は、保育士の負担軽減を目的に、早ければ2024年度から国の保育士配置基準より保育士を増やした保育所に対する運営費を加算し、支援を強化する方針であり、新たな加算が1歳児の場合、保育士1人が見る子どもの数を基準の6人から5人に、また、4歳から5歳児では30人から25人に減らした場合に国が支給する運営費——公定価格ですね、を増額するとあり、そのことによる懸念として、保育士の人手不足に拍車がかかり、奪い合いになる可能性があることを指摘しています。

課長の答弁の中でも、井笠管内の市町でも現時点で保育士不足があり、保育士の奪い合いが懸念されているとありましたが、近隣市町と比較し、正規職員での採用は無く正規職員の割合が極端に低い本町

が、非正規である会計年度任用職員のみを採用計画で今後予測される保育士不足に対応できるのか疑念を抱かざるを得ません。

また、10年後を想定しての人事面での園の運営についてであります。園長職には現在の正規職員が定年延長により職務が継続可能であり、また、園長としての業務をこなせる会計年度任用職員に園長手当など相応な報酬を支払い、園長として勤務をしていただくことを想定しているとの答弁でした。

矢掛町保育園条例施行規則を見ますと、第4条では、園長は上司の命を受けて業務を掌理し、所属職員を指揮監督するほか、8条、9条、13条、16条から24条までの12件、また、矢掛町認定こども園条例施行規則第5条でも園長は上司の命を受けて業務を掌理し、所属職員を指揮監督するのほかに、第11条から第14条、第24条から32条までの13件、これは行政職の課長職にもない責務を条例施行規則で課せられ、大きな責任が求められています。

さらに、こうした職務のほかにも、園の最高責任者としての保護者への対応等々さまざまな業務があります。

また、給与面については、フルタイム会計年度任用職員の給料表を見ますと、保育士は職務の級はなく、19号月額17万2,600円から93号月額24万7,600円で賞与は年間2.4か月とあります。一方、正規職員の給料表では、職務の級は4級で1号月額26万6,000円から93号月額38万8,000円で、賞与は年間4.45か月とあり、この給与体系の差は大きく、こうした年収に加え、退職金や年金を含めた生涯収入に大きな差が生じるのではないかと思います。また、定年延長に伴う職員については、延長前の給料を減額されての適用されるものと思われます。

このように園長の職務に対する責任の重さに加え、正規職員との給与等の格差を考えると、非正規である会計年度任用職員及び定年延長に伴う正規職員が、先ほどの課長の答弁通り、園長への登用を受ける可能性は極めて低いのではないかと私は思います。

早ければ来年度から実施される国の保育士配置基準の見直しにより懸念される保育士不足に対応するため、また、雇用側だけの都合に応じた雇用形態ばかりではなく、保育士にとって希望が持て、働きがいがある職場づくりを推進するためにも、正規保育者を希望し、能力と意欲のある保育士の正規職員化を図る中で、園長等の管理職への登用を進めることにより、今まで以上に保育の質を向上させ、保護者が安心して預けられる園の運営ができる体制を構築すること、ひいては、このことが少子化対策の一環になると思いますが、町長の見解をお聞きいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 原田議員の保育士の正規職員化についての再質問について、お答えさせていただきます。

経緯につきましては、先ほど総務防災課長が説明したとおり、国による三位一体改革を迫られる中で、持続可能な保育園経営をいかにするかという深い考察、議論の中で現在の形態となっております。

原田議員がおっしゃるとおり、国による保育士の配置基準の見直しが今後予定されていることから、引き続き保育士不足であるということは想定されます。しかし、こうした中でも、保育園運営のIT化やそれから保育業務の省力化、そして保育園の駐車場の整備など、保育士の働きやすい職場環境整備にも力を入れてまいりました。給与待遇に加えてこうした取組も、極端な人員不足にはなっていない要因ではないかと存じております。

今後も、国の制度並びに社会情勢など、また、園児、保護者の皆さんのニーズなど、複合的な要素を

見極めながら、現状の雇用形態を維持した上で、そして、並行して保育園の公設民営化や指定管理者制度の活用など研究を継続してまいりたいと存じております。どうぞよろしく願いいたします。

子育て世代の御家庭には、さまざまな御不安や御希望もおありになると存じております。そうしたお声も十分お聞きしながら、子育てをされている皆様への支援を継続してまいりたいと存じます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** はい。ありがとうございます。答弁では、保育士の正規職員化については、運営のIT化や保育業務の省力化などにより、保育士の働きやすい職場環境の整備を行うとともに、給与等の待遇の向上を図ったことにより、極端な人員不足になっていないため現状の雇用形態を維持する。また、国の制度、社会情勢、保護者のニーズを見極め、公設民営化や指定管理制度の活用などの研究をするといった内容であったと思います。

公設民営化や指定管理制度の活用につきましては、関連はありますが、通告では、人事面での園の運営についてお聞きしており、内容が少し離れますので、将来の課題として捉え、このことに関しては控えたいと思います。

平成17年度に単独町政を選択する中で、国、県からの補助金等も少なく、多くを町費である一般財源に頼らざるを得ない保育施設の運営には、歴代町長、そして、山岡現町長にも大変御苦勞があるとは思いますが、やはり保育園、認定こども園における正規職員の割合が1割以下、また、園長職を非正規である会計年度任用職員にというのは、県下はもとより井笠管内の市町の状況から見てもいかがなものかと思えます。

管内の市町での保育士の正規職員率がいずれも5割以上であるということは、やはり、園の運営上、また、保育士を確保する上で必要な措置ではないかと思われまます。

本町が平成13年度から正規職員の保育士の採用をやめ、非正規職員による園の運営を目指してから23年が経過しましたが、本年4月にこども家庭庁が発足し、子どもを取り巻く環境も大きく変化するものと思われまます。

とりわけ子育て世代への対応については、岸田政権による次元の異なる少子化対策が打ち出され、これを受け、本年6月13日付のこども未来戦略会議が作成したこども未来戦略方針案には、子ども・子育て支援の中で、幼児教育・保育について、待機児童対策などに一定の成果が見られたことを踏まえ、量の拡大から質の向上へ政策の重点を移すことを明記しております。このようなことから、今後、子ども・子育て支援に係る政策が拡充され、保育園に係る施策も充実されることが予測されます。

このように、国の政策も23年前とは大きく変化しており、保育の量の拡大から質の向上に方針転換を図っています。当然、この質の向上に関しては、正規職員化による保育の質の向上も含まれているものと思われまます。

こうした国の動向や保育士の配置基準の見直しにより、今後起こるであろう今まで以上の保育士不足を視野に置き、正職員化を進める中で正規職員による園長職等の管理職への登用を図っていただくことを私の提言といたしまして、この質問を終わります。

続きまして、2件目の旧マルナカ跡地の利活用についてをお聞きします。この旧マルナカ跡地約5,700平方メートルにつきましては、令和2年3月12日に行われました予算決算常任委員会での委員のこのことに関する質問に対し、「マルナカが撤退したタイミングで、前の議会から、町の振興のために町で取得

してほしいという要望があり購入したものである」との前町長からの説明があり、質疑応答の結果、このことを含めた令和2年度一般会計当初予算案を賛成多数でとし、本会議において可決され、令和2年度に約1億4,300万円で購入し、都市再生整備計画事業での活用も視野に入れていたと思われませんが、現時点では事業着手には至っておらず約3年が経過しており、その間には数回開催されたイベント会場や矢掛商店街で開催されたイベントの駐車場として使用された経緯があります。

昨年5月に就任されました山岡町長は、同年10月に行われました矢掛地区での町長と語る座談会の中で、このことに関する質問に対し回答した経緯がありますが、改めまして、今後の利活用についてお聞きいたします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** 6番原田議員の御質問、旧マルナカ跡地の利活用について、財産管理の主管課であります企画財政課からお答えいたします。

当該土地は、令和2年度に将来の地域振興のための活用を見込んで購入した広さ5,703.5平米の広さの土地でございます。

矢掛地区の市街地においては、令和2年度までに、道の駅の開業、重要伝統的建造物群保存地区の選定、商店街の無電柱化を実施しました。そのほかにも、駐車場の整備、道路の舗装等高質化、街路灯の整備を行い、この秋には、やかげ西町イベント広場のオープンも予定され、また、エリアは山田地区になりますが、オートキャンプ場を中心とした小田川嵐山付近のかわまちづくり事業が実施されています。ここ数年で市街地が生まれ変わり、今も変化を遂げつつあり、そして今後も変化が期待されます。

御質問としては、マルナカ跡地の今後の利活用についてでございますが、大きく変わっていくエリアの中心地としてさまざまな選択肢を検討していく中で、地域の発展につながるような活用ができればと考えていおります。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** ありがとうございます。答弁では、今年度オープン予定のやかげ西町イベント広場や小田川嵐山付近で計画されているかわまちづくり事業により、今後変化が期待できる市街地の中心エリアにあることを念頭に置き、有効活用を図るとありました。

この旧マルナカ跡地につきましては、令和3年3月議会の一般質問“都市再生整備計画事業を活用した矢掛市街地のまちづくりについて”の中で、旧マルナカ跡地及び西町用地の利活用は、今後のまち作りを進める上で、また、観光振興を図る上でも大変重要であるため、質問をした経緯があります。

その中で前町長は、「都市再生整備計画事業で事業実施をすれば、国の補助率40パーセントに加え、過疎債を活用することにより、更に42パーセントの上乗せがあり、実質町の町負担は18パーセントの事業であるため、チャレンジ事業として補助申請をしたが、この事業に限らずさまざまな選択肢の中で町のためになる活用方法を多くの町民の皆様とともに意見を出し合い、しっかりやっていく案件であり、次の方に託す事案である」との見解を示されています。

そうした経緯がある中、冒頭申しましたが、令和4年5月に就任されました山岡町長は同年10月25日に矢掛地区で行われました町長と語る地域座談会におきまして、マルナカ跡地利用の展望についてのテーマの中で、大きな遊具が無くても樹木や芝生などの植栽を施し、子ども連れなどが集え、心が癒されるような町民のための公園整備の要望に対しまして「公共施設で必要なものは整備済みという認識の

中、民間への貸出しについては商店街の経営面での圧迫があり、考慮しなければならない現状を踏まえ、例えば、今後老朽化が予測される公共施設の建て替え時等に使用できる駒として残す必要もあるが、今後の官民のニーズを考慮し議論を重ねる必要がある」旨の回答が町長からありましたが、当初、活用を想定したと思われます都市再生整備計画事業は、今年度が最終年度であり、現時点ではこの事業での整備が不可能になった今、改めまして、旧マルナカ跡地の利活用に関する町長の見解をお聞きいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 原田議員の再質問にお答えさせていただきます。

旧マルナカ跡地につきましては、現在、町の中心部の大型駐車場として、イベントの時など多くの利用があり、便利だけでなく、交通渋滞や混雑緩和に確実に繋がっていると思っております。

また、クリームソーダイベントのヒットや、今後の観光客の増加も見据え、当面は駐車場として活用することが妥当というふうに考えております。ただし、広い敷地ですので、駐車場の一部を広場のような憩いの場にするということは考えるべきだと思いますし、検討したいとも思っております。

現在、矢掛のまちの姿は、役場から文化センター、美術館、小・中学校などが中心部に集まり、コンパクトシティを形成しております。これは、町民の皆様の利便性を高めるだけでなく、重要伝統的建造物群保存地区である矢掛の町並みを引き立てているというふうに考えております。そして、このまちの姿形というのは、町内外から高い評価を得ております。

しかしながら、これらの公共施設はいつか必ず建て替えの時期を迎えます。また、今後、時代の変化や社会の要請により、必要となる何らかの施設を作ることが求められることもあるかもしれません。

ただし、その時に不可欠であるものは、当然のことながら、まず敷地ということであり、敷地がなければ建物は建ちません。まちの中心部に、この規模の土地は、この先、なかなか出現しないものであろうと思っております。

今後の矢掛町のまち作りを考える上で、マルナカ跡地は将来に向けての町民の皆さんの貴重な財産であります。このまちの未来のためにも、町民の皆様におかれましては、ぜひ御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** ありがとうございます。この用地は先ほども言いましたが、前町長の在任時の令和2年に購入し、山岡町長に託され2年目ということもあります。先の国におけるマイナンバーカードの一件があったように、急いで仕事を仕損じるということもあります。

本年度には、やかげ西町イベント広場のオープン、また、かわまちづくり事業によるオートキャンプ場の整備等、用地を取得した当時とは市街地を取り巻く状況が大きく変化する可能性があります。

当面は、町長が先ほど言われましたが、矢掛市街地でのイベント時の駐車場として利用する中で、今後の市街地の状況を把握し、今年も開催予定の町長と語る地域座談会等々の場で多くの意見を聞き、議論を重ね、将来の矢掛市街地の状況及び町民のニーズに即した利活用を目指していただきたいと思っております。その上で、現在の状況のまま放置するのではなく、市街地の中心部に位置していますので、景観には十分配慮していただくとともに、雨天時の駐車場の使用を想定しての最低限の整備をお願いいたします。この質問を含め、2件の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、3番福田京子君、お願いいたします。福田君。

**○3番（福田京子君）** 議席番号3番，福田でございます。通告に従い，子育て支援などについて質問をさせていただきます。先ほどの原田議員とは違う，子ども・保護者の視点からの質問となります。

次年度からの子育て支援に関わる施策は，どう変わのでしょうか。現状を踏まえた上で，今後の展望についてもお聞かせください。

異次元の少子化対策，この言葉はよく耳にいたしますが，どこか実感が伴ってまいりません。実際，御近所で子どもたちのはしゃぐ声，あまり聞くことがなくなっていました。少子化を実感してしまう次第です。

ある分析では，若い人たちの思いの中には，子どもが欲しくないというわけではない。欲しいんだけど，難しい。そう思わせているのが今の社会である。そんな分析もあります。

そこには，金銭面での不安と並んで子育ての環境への不安があるかと推察できます。報道されているように，正に異次元だというような私達にも実感できるようななどのような対策がなされる予定なのでしょうか。具体的に，来年度からは，どのような点に変化が起ころのでしょうか。私達町民にもわかりやすいかたちで，大まかな施策を示していただきたいと思います。

同時に，矢掛町の現状についてもお示してください。1つ，年間の出生数及び認定こども園保育園の定員と実際の園児数を。また，定員とは何を基準に決められているのでしょうか。2つ目，待機児童，そして入園保留，そんな該当者はいらっしゃるのでしょうか。3つ目，一時保育の利用，これはどんな状況でしょうか。4つ目，広域保育の利用現状はどうなっているのでしょうか。5つ目，子育て支援センターの活動内容を具体的にお示してください。6つ目，これから，次年度令和6年度に新設の予定，あるいは変更が期待できるものとして，何が挙げられるのでしょうか。担当課の答弁をお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 3番福田議員の御質問，来年度からの子育て支援に係わる施策はどう変わっていくのかということにつきまして，健康子育て課からお答えいたします。

これは，国の問題も絡むんですが，子育て支援施策につきまして，いま政府のほうは，今年6月にこども未来戦略方針，先ほど原田議員の御質問にもありましたけども，というのを策定しておりまして，この方針の中で次元の異なる少子化対策として3つの基本理念を掲げております。

その1つ目が，構造的な賃上げ等と併せて経済的な支援を充実させ，若い世代の所得を増やすこと。2つ目が，社会全体の構造や意識を変えること。3つ目が，全ての子ども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援をすることでございます。

また，今後3年間の集中的な取組を定めております加速化プランというのがございますが，この中には児童手当の拡充，出産等の経済的な負担の軽減，医療費等の負担軽減，高等教育費の負担軽減，個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援などについて，今後の検討課題，また，一部は既に実施をされております。

そこで御質問の1点目ですが，具体的に来年度からどのような変化が起ころのかということですが，このこども未来戦略方針のほうに具体的な施策として掲載されておりまして，かつ，矢掛町のほうで実施をしているものとしたしましては，一つには出産応援給付金や子育て応援給付金というのがございまして，これは実は，昨年度途中から既に実施をしております。内容としては，それぞれ妊娠届出時に5万円の給付，出産後に5万円を給付するという制度でございます。

また，出産育児一時金の引上げというのが，今年度から実施されております。これは，以前は42万円

でしたが、この出産育児一時金の額が50万円に引き上げられております。

そして、来年度につきましては、子育てに困難を抱える世帯やヤングケアラー等への支援を強化するためということで、健康子育て課のほうにこども家庭センターを設置する予定で、準備を進めております。

次に、御質問の2点目ですが、矢掛町の現状についてでございますが、まず、出生数につきましては、令和4年度実績で64人でございます。

認定こども園・保育園の定員でございますが、矢掛認定こども園が230人、三谷保育園、中川保育園がそれぞれ80人、小田保育園が70人で計460人でございます。

この園児数、定員の基準でございますが、定員のほうは、保育園条例施行規則又は認定こども園条例施行規則によりまして定められておりまして、各施設ごとに標準的な入園児童数を定員としております。実際には入園の園児数は、児童の年齢ごとの面積基準や保育士の配置基準がありまして、それにより入園可能な園児が決まるようになっております。

次に、待機児童と入園保留の数ですが、これが直近で今年8月の入園審査の後ですが、待機児童が0で入園保留は7人でございます。

次に、一時預かり事業の利用状況でございますが、この一時預かり事業というのは、保育園や認定こども園に在籍していない、通われていないお子さんを対象とした預かり事業でございますが、今年7月時点ですが、4月から7月までの期間に10人の方から利用申請が出ております。

次に、広域保育の利用現状でございますが、今年8月時点で町外の保育所へ通うお子さんが2人、町外から受入れのお子さんが2人でございます。

そして次に、子育て支援センターの活動内容でございますが、この子育て支援センターは、地域の子育て支援情報の収集・提供、子育て全般に関する専門的な支援を行うための拠点として、旧川面幼稚園のほうに設置をしております。具体的な事業といたしましては、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進ということで、やかげっ子の会とかあおぞらキッズというものを実施しております。そして、子育て等に関する相談や援助の実施、地域の子育て関連情報の提供ということで、子育て支援メールなどやっております。そして、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施ということで、子育て出張相談なども行っております。なお、この子育て支援センターは、今年度、遊具の整備やトイレの改修などの利用者の変化に対応した施設とするため整備を進めております。

最後に、これから2024年度に新設、変更の期待できるものということでございますが、先ほどお答えいたしました、こども家庭センターにつきましては、2024年度に設置できるようにただいま準備を進めております。

そのほか、政府のこども未来戦略方針の中には、国の施策として来年度からの実施を目指すという項目はいくつかございますが、現時点で新たな施策についてこれが決定しという旨の通知は届いておりませんので、今後の国の動きを見ながら適切に対応したいと考えております。

また、町単独の事業につきましては、現在の子ども・子育て支援事業計画は来年度までの期間でございますので、来年度ここで新たな施策の新設や変更などは予定しておりません。次の計画は、来年度に策定する予定でございますので、その際に適切に施策を検討し計画に計上してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 福田君。

**○3番（福田京子君）** はい。ありがとうございました。

ただいまの次年度、こども家庭センターが健康子育て課に設置されるということは、大変有難いなどお聞きして思いました。具体的な活動方針とか、内容が公表されるのを心待ちにしております。

また、町内の現状を具体的に示していただきました。

保育士の会計年度任用職員という立場の待遇面に関して私も思うところはございますが、今回は子どもの立場からの質問をさせていただいておりますので、気にはなっておりますけれども、全く保育士の待遇が気になってないというわけではございません。

その内容的には遜色のないもの。近隣の自治体に比べても、内容的には遜色のないことであり、安心をした一面でもございます。

しかしながら、国の新たな施策についての決定通知というのは、まだ届いていないということです。異次元という言葉に違わぬ施策が出てくることを期待して待っております。

続きまして、次の質問に移ります。病児保育の必要性をどう捉えているのかということで、見解をお聞かせください。

これからの日本は人口が減り、労働人口が減り、消費活動も鈍っていくのではなかろうか。そんな危惧をいたしますが、今後女性の就業率は高まるであろうと想像ができます。また同時に、仕事と子育てと分担する、そんな考え方ではなくて、両立ができる。両立させたい思いを支えられる地域、そんな社会を目指して、今はその途上にあるのだと捉えております。

さて、生身の人間には、誰しも体調に波がございます。まして、幼い子どもは大人に比べて突発的に不調が起りやすく自己管理もできません。そうした事情を抱えては、子どもの幼い間は母親は就労をためらう場合もあるそうです。知識や資格を持っているのに専門職を諦めている、そんな母親の話聞いたこともあります。

保育園に入園できることと同様に病児保育の体制を整えることは、今後の大きな課題になると考えます。

現在、岡山県病児保育事業の広域相互利用というのがあります。これは、住んでいる自治体にこだわらず、どの施設を利用しても良いという、そんな点は大きく評価できます。しかしながら、ここ矢掛からは一番近いところでも10キロメートルを超えています。利用の実績は少ないのが実情です。

これは、どう受け止めると良いのでしょうか。これは必要がないのだとそういう解釈ではなくて、利用し難いから結果として利用の数が少ない。そういうことなのではないでしょうか。

病児保育を実施するとなれば、施設設備の面、医療との連携等課題は大変大きく、容易いことではないことは承知しております。しかし、若い人を呼び込んで、病児保育も視野に入れた安心できる子育ての環境これを保障することは、住宅建設などと並んで町の魅力に貢献すると思われま。

子育て・保育の一環である病児保育の必要性をどのように捉えているのか。見解をお聞かせください。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 病児保育の必要性をどう捉えているのかという御質問につきまして、健康子育て課からお答えをいたします。

病児保育につきましては、現在、先ほど福田議員が御質問の中でおっしゃいましたが、岡山県の病児保育事業の広域相互利用という制度によりまして実施をしております。利用者のほうは、令和2年度が



2人、3年度が3人、4年度が8人という状況でございます。

この岡山県の指定する病児保育を実施している施設というのが、県内には17施設ございますが、矢掛町の近隣ということでは笠岡市の1施設、総社市に1施設、倉敷市に4施設でございます。

この病児保育について、平成30年度に町のほうで子ども・子育て支援ニーズ調査というのをやっておりますが、それを見てみますと、1年間のうちにお子さんが病気で保育園を利用できなかったという方が83.6パーセントとかなりいらっしゃいます。また、この時に病気で保育園を利用できなかった時に、どのように対応したんですかという質問につきましては、母親が仕事を休んだという方が77パーセント、親族や知人に預けたという方が48.4パーセント、そして父親が休んだという方が26.2パーセントでございました。さらにですね、父親母親が休んだ場合にこの病児保育を利用したいかどうかということを探ねたところ、利用したいという方が33.4パーセント、利用を考えていないというのが59.6パーセントでした。

この利用を考えていない理由というのも、その後問うているんですが、お子さんが病気ということもありまして他人に預けるのは不安という方が54.2パーセント、親が休んで対応するという方が47.5パーセント、利用料が高いという方が23.7パーセント、保育内容に不安があるというのが11.9パーセント、利便性が悪いというのが8.5パーセントでした。

当時はこうした調査の結果を受けまして、現在の計画——子ども・子育て支援事業計画の中では、病児保育については現状維持するというふうにしております。

また、この病児保育事業の運営状況について、令和元年度に国が実施した調査がありまして、その中で病児保育の利用について、1人当たり1日当たりの平均額が、基本料が2,000円とこれにオムツ代や給食代、おやつ代などの追加費用が必要ということでございます。

この病児保育は、そもそもサービス提供や保育給付などの義務付けがございません。また、利用料につきましても、実施事業者が設定するとなっておりますので制度としては不安定なものと言わざるを得ません。また、この病児保育を行っている事業所の経営状況ですが、赤字という施設が66.4パーセントということで大変厳しい運営状況となっております。

こうしたこともありまして、国としては、こども未来戦略の中で病児保育の安定的な運営に資するよう事業の充実を図るというふうにしております。

この病児保育につきまして、健康子育て課といたしましては、今年度実施予定としております、子ども子育て支援ニーズ調査の結果、そして、今後の国の病児保育に対する事業の方針などを見ながら、来年度策定予定としております次期の子ども・子育て支援事業計画の中で方向性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 福田君。

**○3番（福田京子君）** はい。ありがとうございます。ごもったもな御答弁でございました。

しかしながら、世の中は変わります。これから日本はどんなふうにも、少しずつですけれども、変わっていくのか。そういう変革の流れをある意味では、先取りするくらいの心意気で独自の施策を展開してほしいものです。そんなふう願っております。

改めて、町長の御見解もお聞かせください。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** はい。先ほどからの福田議員の子育て、それから病児保育といった御質問を受けてのですね、先ほどの担当課長からお答えをさせていただきました。ここで、町長としての考えの一端を述べさせていただきたいと思います。

言うまでもなく少子化対策というのは大きな課題であります。令和2年のこれは統計になりますが、我が国の合計特殊出生率は1.34、これに対して矢掛町は1.59です。全国平均は上回ってはいるものの、町の人口というのは、毎年約200人のペースで減少しているというのが実情です。

町としてはこれまでさまざまな子育てに関する施策を実施してきたわけでありましたが、一層の対策が必要であるということは、言うまでもありません。

そこで私としては、まず若い方の移住定住政策っていうのに注力したいと考えました。その一環として、アパート建設、これは社宅も含まれますが、補助を実施いたしました。

そして、かわまちづくりなんかもそうですが、若い人たちにとって魅力あるまち作りというものを進めてまいりたいと思っております。そしてそうしたことが、人口減対策や少子化対策に効果をもたらすものと考えております。

これまで町として行ってまいりました子育ての施策の実績を基に、担当課はもとよりであります。町内の教育機関から児童施設や福祉施設、病院などの言わば町内資源、これを生かして、先ほど福田議員から御質問がありました病児保育も含めて、教育福祉医療など子育てというものを多角的に捉えて、その上で真に子育てしやすい環境や地域社会を考えてまいりたいと思います。

そして、時代の変化に応じた子育て施策の計画やPR活動を行ってまいります。特に、このPR活動ということにつきましては、矢掛町におきましては、これまでさまざまな子育て支援政策や子育て支援につながる施策を行ってきたわけでありましたが、今ひとつちょっと浸透しきれてない面があるんじゃないかと感じております。今後は、PR活動に注力しながら、そして、積極的に子育て支援に力を入れてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 福田君。

**○3番（福田京子君）** どうもありがとうございました。

先を見越した御英断を期待いたしまして、本日の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（花川大志君） 以上で、通告のありました議員の方々からの一般質問は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日7日の木曜日、午前9時30分から再開したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は、明日7日の木曜日、午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会いたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午後 2時14分 散会